

第四十六回国会 社会労働委員会 議 録 第五十七号

昭和三十一年六月十九日(金曜日)

午後二時二十一分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 井村 重雄君 理事 龜山 孝一君

理事 澁谷 直藏君 理事 田中 正巳君

理事 河野 正君

浦野 幸男君 熊谷 義雄君

小宮山重四郎君 坂村 吉正君

竹内 黎一君 地崎宇三郎君

中野 四郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 橋本龍太郎君

藤本 幸雄君 松浦周太郎君

松山千恵子君 渡邊 良夫君

亘 四郎君 伊藤よし子君

滝井 義高君 八木 一男君

受田 新吉君 本島百合子君

吉川 兼光君 谷口善太郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

厚生事務次官 砂原 格君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 鈴木 信吾君

(援護局長)

委員外の出席者

厚生事務官 八木 哲夫君

(援護局庶務課長)

厚生事務官 木暮 保成君

(援護局援護課長)

専門員 安中 忠雄君

六月十七日

委員浦野幸男君辞任につき、その補

欠として福田繁芳君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員福田繁芳君辞任につき、その補

欠として浦野幸男君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員吉川兼光君辞任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員受田新吉君辞任につき、その補

欠として吉川兼光君が議長の名で

委員に選任された。

六月十八日

公衆浴場営業用上下水道及下水道料

金減免に関する請願(奥野誠亮君紹

介)(第四三二二号)

同(坪川信三君紹介)(第四三二三号)

同(服部安司君紹介)(第四三三四号)

同(前田正男君紹介)(第四三三五号)

同(八木一男君紹介)(第四三三六号)

じん肺法の一部改正等に関する請願

外二件(橋本龍太郎君紹介)(第四三

二〇号)

同外二件(龜山孝一君紹介)(第四三

四四号)

同(吉村吉雄君紹介)(第四四〇〇号)

業務上の災害による外傷性せき髄障

害者援護に関する請願(岡田春夫君

紹介)(第四三三六号)

同(塚田徹君紹介)(第四三四六号)

同(粟山秀君紹介)(第四五〇九号)

業務上の災害による外傷性せき髄障

害者援護に関する請願(岡田春夫君

紹介)(第四三七七号)

同(塚田徹君紹介)(第四三四五号)

同(正力松太郎君紹介)(第四三五五

号)

同(粟山秀君紹介)(第四五一〇号)

日雇労働者健康保険制度の改善等に

関する請願(中澤茂一君紹介)(第四

三三八号)

同(原茂君紹介)(第四三二九号)

同(中澤茂一君紹介)(第四三六一号)

同(林百郎君紹介)(第四三八八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第四四五三

号)

同(吉川兼光君紹介)(第四五二二号)

人命尊重に関する請願(松浦周太郎

君紹介)(第四三三二二号)

P・T師法の制定及びあん摩師、は

り師、きゆう師及び柔道整復師法の

改正等に関する請願(大坪保雄君紹

介)(第四三五二二号)

失業対策事業従事者に希望退職一時

金支給に関する請願(上林山榮吉君

紹介)(第四三五四四号)

勤労学徒犠牲者の援護に関する請願

(江崎真澄君紹介)(第四三六三三三

号)

診療報酬引き上げに関する請願外四

十件(田川誠一君紹介)(第四三六四

号)

同外百十三件(門司亮君紹介)(第四

三七九号)

同外百九十八件(門司亮君紹介)(第

四三八九号)

同(原田憲君紹介)(第四五九五号)

国有林労働者の差別待遇撤廃等に関

する請願外四件(淡谷悠蔵君紹介

(第四四二二二二二二二二二二二二

同外三十四件(淡谷悠蔵君紹介)(第

四四四五五五五五五五五五五五五

全国一律最低賃金制の即時法制化に

関する請願(加藤清二君紹介)(第四

四四三三三三三三三三三三三三三三

同(有馬輝武君紹介)(第四五六〇号)

全国一律最低賃金制の確立に関する

請願(板川正吾君紹介)(第四四八

号)

同(田中武夫君紹介)(第四五二二二二

同(肥田次郎君紹介)(第四五二二三三

同(平林剛君紹介)(第四五二四四四

同外一件(森本靖君紹介)(第四五

五五五五五五五五五五五五五五五

同(山中吾郎君紹介)(第四五一六六

同外一件(石橋政嗣君紹介)(第四五

六一一)

同(野口忠夫君紹介)(第四五九七号)

公衆浴場の健全経営維持管理の特

別措置に関する請願(石田博英君紹

介)(第四五〇八八号)

同(大坪保雄君紹介)(第四五九六号)

老人の福祉対策に関する請願(今澄

勇君紹介)(第四五四四四四四四四

生活保護基準の引き上げ等に関する

請願(加藤常太郎君紹介)(第四五四

五五五五五五五五五五五五五五五

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一

部を改正する法律案(内閣提出第一

〇六号)

○田口委員長 これより会議を開きま

す。

内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援

護法等の一部を改正する法律案を議題

とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これ

を許します。滝井義高君。

○滝井委員 戦傷病者戦没者遺族等援

護法等の一部を改正する法律案につい

て質問をいたします。

その前に、いま新聞記者が来て、社

会党は戦傷病者戦没者遺族等援護法等

の一部を改正する法律をなかなか通

さないのは、何か八月十五日の遺族の

慰霊祭に社会党が反対だから通さぬの

だというようなことを言っておるが、

ほんとうかというお話がございまし

た。(厚生省が流しているんだらう)

と呼ぶ者あり)決してそういうけちな

気持ちにはさらさら持っておりません。

ただ問題は、御存じのとおり、党と党

とが約束をした公約を、ILOの問題

を実行しないわけです。政治に信義が

なくなつたら、もう一切のものはおし

まいになるわけです。したがって私た

ちは、いま池田総理に向かって、ひと

つ信義を守りなさいという強い要求を

しているわけです。そういうことで国

会がこういふ停滞をしているわけで、遺

族のこの法律をもって江戸のかたきを

長崎で討つというような気持ちにはさらさらなということだけを、ひとつ冒頭に明らかにして審議に入りたいと思つています。いま、厚生省がそういう宣伝を流しておりはせぬかというお話がございますけれども、まさか厚生省もそういうけちなことはおやりになっていない、こう理解をいたしております。

そこで質問に入るわけでございますが、まず法律の出し方についてでございます。戦傷病者戦没者遺族等援護法等と、「等」というのがついておるわけです。そこでこの法律の内容を見てみますと、少なくとも戦傷病者戦没者遺族等援護法と未帰還者留守家族等援護法、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に關する法律、それから昨年制定された戦傷病者特別援護法、こういうような四つ五つの法案が一緒にして出されているわけです。こういう法律の出し方をするのは非常によくないことなんです。これは国会審議を、事務的にめんどろくさいから省略をしようという議會主義の否定の思想に通じておるわけです。これは似ているところがありますけれども、性質が違ひわけです。もしこれが同じならば、こういう形で何もかにも一緒に出していいというならば、これらを全部一本の法律にしてお出しになつた方がいいのです。ところがこれはそれぞれ独立をしておる法律であるし、戦傷病者特別援護法のごときは、昨年議員立法でわざわざつくつたものです。したがって、もしこういうような形で一緒にするような性質のものならば、戦傷病者戦没者遺族援護基本法なら基本法というふうにして一本にされてしまえば、そういうことも言わなくて済むわけです。池田内

閣は何か国会というものをめんどくさいものである、目の上のたんこぶだ、こんなものはないほうがいいというような思想が一本流れておるのである。こういう法律の出し方がまず第一に私は気に食わない。やはりおまとめめになるならば、堂々と一本のきちつとした体系的な法律におまとめになってお出しになるがいいし、そうでなければやはり独立をして出すほうがいい。これらのものは必ずしも直接に関係のないものなんですからね。こういう出し方を今後してもらいたくないのです。かつて失業保険法等の一部を改正する法律という形で、失業保険のほかに日雇い健康保険や健康保険法や何か、四本ぐらいいんな一緒にして、当時八木先生だったと思いますが、おきゆうを政府はすえられたはずです。出てしまったものはこれはやむを得ぬと思います。しかし今後やはりそうごっちゃにして、議会政治を無視するような行き方は、すなおな気持ちでやめてもらって、めんどくさくてもやはり審議を尽くして、遺族の問題その他の前進をはかっていくというやり方をとるべきだと思いますが、大臣の所見をまずお伺いしたい。

○小林国務大臣　これはかような関係もあって出したのであるが、お話のことともございますので、今後は十分氣をつきたいと考えます。

○滝井委員　ぜひひとついまの大臣のことは事務当局は銘記しておいてもらいたいと思うのです。援護局長が出世をして上にいけば、その次の人が局長になってくるでしょうから、十分ひとつ大臣のいまのことは肝に銘じておいていただきたいと思います。

法案に入りますが、いただいた参考資料の五八ページ、戦傷病者戦没者遺族等援護法の昭和二十七年法律第二百十七号の二条で、「文官補闕の件」というのがあるわけです。これをひとつ説明してください。文官補闕の件というのは、どういうことを意味するのか。

○鈴木村府委員 御説明申し上げま

文官補闕の件と申しますのは、明治三十八年勅令第四十三号でありまして、「戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件」という名称であります。これはたとえば大東亜戦争中等のように、戦時に際しまして、当時の

通信省の職員あるいは内務省の職員等を現地に配属する場合に、いわゆる従軍文官ということで派遣した例がございますが、そういうような従軍文官に関する件を、この文官補關の件ということで処理したわけでございます。

○淺井委員　そうすると、そういう明治三十八年の勅令第四十三号で配属された人は、これはその官庁の定員外ですね。

○鈴村政府委員　そういうことであります。

○**滝井委員** そうすると、かつて所屬しておった官庁の定員外の人が、戦時、事変に際して臨時の特設された部局なり陸海軍の部隊に配属をされる。そうすると、いままでそういう人たちが、一体いかなる理由で軍人、軍団と

して取り扱われなかつたのかというこ
とです。

○八木説明員 お答えいたします。い
ままで従軍文官につきましては、恩給
法上の公務員でございます。したが

まして、原則といたしまして恩給法では処遇になっておったわけでございます。ただ従軍文官の内縁の妻、別戸籍の父母等につきましては、処遇がなないのか、父母等につきましても、処遇がなかったわけでありまして、しかも援護法で従来高等文官の内縁の妻でありますとか、別戸籍の父母は処遇をされておりますので、従来従軍文官が高専文官等に比較しまして不均衡があるというところで、今回改正の対象にいたしましたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、文官補闕の件で、従軍した文官というのは、高等文官はいなかったのですか。

○鈴木政府委員 高等文官もおりました。

○淹井委員　そうすると、おれば、いまの答弁では高等文官を除いたような御答弁をされておったわけでしょう。内縁の妻それから……。

○八木説明員　高等文官につきましては、援護法で従来処遇がされておった

わけであります。しかし従軍文官、判任文官の内縁の妻、別戸籍の父母——これは普通の本来の正妻でございますとか、それから戸籍が同じ父母につきましては、恩給法上処遇がされておつた。ところが、従軍文官の場合には処

週が内縁の妻、別戸籍の父母に限って
されておらなかったということで、今
回改正の対象にしたわけであります。

○滝井委員　そうしますと、今までは
文官補関の件における高等文官は援護

法で救われておった。ところが判任文官については、内縁の妻と別戸籍の父母が救われていなかったので、今回文官補闕の件の判任文官以下について救おう、こういうことですね。

○八木説明員 さようでございます。

○瀧井委員 次は五九ページの四条で
す。この四条における「軍人軍属が昭和
十二年七月七日以後事変地又は戦地に
おける在職期間内に負傷し、又は疾
病にかかった場合において、云々と、
こうあるわけです。この在職期間内に
負傷し、疾病にかかったという証明と
申しますか、この証明のしかたという
ものの有効性というものは、一体どう
いう範囲のものをとれば有効だという

ことになるのかということです。今度昭和十二年七月七日というように、二十五、六年もさかのぼることになるわけです。そこでその在職期間内に負傷し、疾病にかかったという証明というもの、医師の診断その他がなければならぬということになると、これはなかなかたいへんなことになるわけです。

そこで、過去の運営のしかたその他で一体これはどういふものを証拠として持ってきたら在職期間内に負傷し、疾病にかかつておつたといふことの証明になるのか。診断書が右から左に陸軍病院その他にあれば問題ないと思うのです。ところがなかなかそうはいかないという問題がある。二十四、五年も前のことですから、四分の一世紀前のことです。それから、なかなか文書、公文書、その他がない場合もある。この前局長さんの個人的なお話で、今度生存者叙勲をしようとした場合に、やはりなかなか証拠といふものが見つけにくい、あるいは死亡者叙勲する場合に、遺族の弔詞が出てきた、その弔詞が有力な証拠になったというお話も個人的にあつたのですが、何かそういう負傷し疾病にかかったという有力な証明が

あればいいことになるのかどうか。これはいままでの条文で、今度の改正条文ではございません。しかし、私が特にこういふ質問をするのはあとで述べますけれども、一つの理由があるからそういう質問をするわけです。一体役立つ書類というものはどういふものまでを役立つ書類として認めるのか。いま言ったような死没者叙勲をやろうとする場合に、弔詞が役立ったというよりなのも一つの運用上の重要な参考資料になるわけです。一体そこらはどういう程度のものであれば認めになってきているのか、それから今後認めるつもりなのか。

○鈴木政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、何分にも三十年近い前のことになりますので、あまり形式的なことにとらわれておきますと、適正な援護はできかねるということになりますので、われわれとしてはとり得るものはできるだけ広くとりたい、適切にとりたいという考えを持っております。したがって、いまの傷病にかかったというように証明につきましては、死亡診断書とかその他の診断書類があればこれはもう当然であります。が、その他に陸海軍の兵籍、これにも疾病の記録が載っておりますので、そういう兵籍の記録を参考にすると、あるいはいまお話のような弔詞というよりなものも参考にし得ると思えます。それから家族の証言であるとか、あるいは家族以外の近隣の人々の証言というよりなものも実際にとり得るわけでありまして、そういうふうなものも適切に処理をしてみたいというふうに考えております。

○滝井委員 その場合に、兵籍証明その他いろいろなものを出してきたらよろしいというお話でございますが、その場合に、特に精神病と結核です。今度の改正で見てみますと、たとえば、戦地勤務期間が六カ月以上の軍人軍属で、復員後一年、結核、精神病については三年以内に死亡した者の遺族に対しては、遺族の一時金十万円を支給する、今度の改正の中にこういう改正があるわけですね。この場合に、六カ月以上勤務しておいた、そうして復員後一年以上以内に死ぬるという場合においては、当然これは在職期間に負傷し疾病にかかっておられなければいかぬことになるわけです。そうすると、あの精神病や結核というものは、これは復員後一年以内の場合の普通の病気ならば、やはりあつた職務関連というのがよく見出し得る可能性があるのです。ところが、精神病、結核ということになりますと、それはいかぬわけです。御存じのとおり、われわれが結核の空洞を持っておられるけれども知らない、いわゆる有疾無感というものが結核の特徴です。病はあるけれども感覚がない、こういう有疾無感という状態、それから精神病だつて、戦地で非常に緊張の連続をやつておいた、そうして内地に帰つてきたらとたんに緊張が抜けて、逆に精神病になったという場合だつてあり得るわけです。そうすると、これは在職期間内に負傷し、また疾病にかかったということとの関連が、非常に困難なことになるわけです。その場合に、病気になるまでおられるからこれは医師に見てもらつておられるはずですが、昭和十二年ごろは、皆さん御存じのとおり、まだ恩給法も復活しておられ、それから援

護法もできていないのです。昭和二十七年の四月二十八日に平和条約ができて、そうしてその年の四月三十日に戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布されて、四月一日にさかのぼつて実施されたことになっている。それから恩給法は二十八年八月に軍人恩給の復活です。したがって、そのころはもうそういう觀念で医者も診断書を書いていないし、遺族もその要求をしていない。もう勝つてくるぞと送られていつておられるのですから、そんな金もいらふことなんかみんな考えていないわけですね。いちばんに國家のために、ということしか考えていない。そこで、むすこが帰つてきて結核になつて死に、精神病になつて死んでも、それだけの配慮を医者もほめておられ、遺族のほうもしていないわけですね。ところがいまになって、今度は昭和十二年にさかのぼつていろいろな処遇をしてやるのだということになると、さあ二十五年、四分の一世紀も前の診断書は、医者に行つたつてなかなかないのです。私のところにもよく、いまから二十年前に先生に見てもらつたことがあるんだ、先生ひとつ診断書を探してくれというから、私は蔵から出して何回も探したのです。幸い私は二十年くらい前のやつを持っておられるから、何人か出してやつた。沖繩からやつてきたものもある。何人か出してやつた。けれども都会なんかでは、そんな二十五年も前の診断書をなかなか持っていない。また、法律的に、診断書を保存しておかなければならぬ期間を忘れましたけれども、そんなに二十五年も持つ必要はないわけですね。そうすると、証明のしようがなくなつてしまふ。またわれわ

れの記憶は、一週間か十日はまあ何とか確かだけれども、はるか霧のかたに消えている二十五年の歳月を思い起こすことは、もう不可能なんです。そうすると、やはり遺族が、確かにうちの子は戦地でときどき微熱が出たり何かしておつたのだ、そうして帰つて一、二年の間ぶらぶらして、三年以内に死んでしまふたというふうなことがはつきり指摘でき、しかもそのむすこが二度も三度も召集されて、満州に行つたりシナに行つたりして歸つてきたというところの証明が、町内会長や市町村長から出れば、そういうものはこの際救つてやる必要があるのではないか。それは重大なる過失とか故意でなければ、もうみんな公務というところを認めるところまで踏み切つておるのですからね。だから私は、もうここまで来れば、ノーブローズになつていふことは言わなければ、まあまあある程度証明が出てくればやつてやつていいんじゃないかという感じがするのです。特に昭和十二年のシナ事案までさかのぼつていくということになれば、ますますその感じが濃厚なわけです。その点どうですか。

○鈴木政府委員 仰せの点でございますが、これはたとえば戦地におりましたときには、まだはつきり結核というふうな診断がついていないというふうな場合でありまして、それが在職期間経過後、いわゆる復員してしまつてから診断を受けたところが、相当進行しておつたというふうな場合もあり得るわけでありまして、そういう場合には当然結核の診断がついていなくても、戦時勤務中にかなりな病状になつておつたということも予想されますの

で、そういう場合には当然在職期間内に発病したという想像がつくわけでありまして、仰せのようにこの条文が入りました経緯から申しまして、できるだけ広くとつていきたいというふうに考えておる次第であります。

○滝井委員 結核というのは、非常に重くなつて歸つてきたというものはわかるわけですね。そうではなくて、奔馬性みたいなものがある。たとえば肋膜炎があつた。そして肋膜炎にきたといつたら、これは一挙です。しかも肋膜炎は、からだのどろろしたものが、本人は気づかなかつた。たいてい悪いとは思わなかつた。戦地におるときはちよつとあつて、歸つてきても軽かつた。ところがそれが肋膜炎を併発した。御存じのとおり、昭和十二年から十五年、六年、ずっとあの時期はいい薬はなかつたわけですね。いまのようにパス、マイシンみたいなものがないわけですから、これはザルプロを注射したり、カルシウムを注射したりのこと、療法しかなかつたわけでしょう。それで急に腹膜炎を起したり肋膜炎を起したりして死んだというものは全く関連がないわけですね。関連の証明のしようがない。しかしわれわれはほとんどみな結核菌を持つておられるのだから、これは確かに戦地で過労のために結核を起しておつたのだ、遺族がそうおっしゃれば、いま言ったように証明書その他は出しやうがないけれども、やはり配慮する必要があります。そんなものは多くないです。私はどうして言ふかといふと、実はあなたの方から出ておる厚生白書等を見ても、現在裁定業務の中で却下したものが九万八千八百件の内訳を見ると、その大半は死因の公務性が認め

られなかったというのなんです。死因の公務性が認められないということ、結局、戦地で発病したとか、兵営内で発病したとか、何か職務関連がわからないということですよ。そうすると、あなた方が親切心で結核と精神病というものを、普通の病氣は一年だけでも、わざわざ復員後三年間と延ばしておきながら、その証明をということになると、はるか二十五年のかなり前のことですからなかなかできない。こうなるとこの法文は死文になる可能性が出てくる。いままででさえも九万八千八百件のものが公務性がはつきりしないというところで却下されておるわけでしょう。この遺族にとっては、確かに戦争で死んだのだけれども、うちのむすこだけは、うちのおとうさんだけは差別待遇をされているのだというところで、むしろ国家を恨みこそすれ、決して靖国神社に祭ってくれたからといって感謝してはいないのです。勲章をくれたからといって感謝してはいないのです。やはりこれはみんなの遺族と同じような取り扱いをして差し上げる必要がある。そういうことをひとつ十分配慮してやらなければいかぬと思うのです。だからこういうものについては、あなたの示唆にもありましたとおり、当時は戦死する人が少なかったですから、わりあいみんな市葬、町葬、村葬をやってくれているわけです。そこでやはりそういう証明がなくても、弔辞でとるならば、市町村が公の葬式をやっておれば、これは認めてやるという形をとるべきだと思ふのです。これは証拠がはつきりあるわけですから、これは何か公務に関連があったからこそ、そのときの市なり町なり村は、市葬な

り町葬なり村葬をやっておるわけですから、いま言ったように、結核、精神病で退職後三年以内に死亡しておったというところで町葬その他をやっておった。それで弔辞も出てきたというような場合には、やはりそこは弾力性をもって運営してやらねばならぬ、二十五年も前のことをいまごろになって診断書を出せ何を出せといったって、遺族からさか恨みを受ける。それなら、われわれのかわい子供、愛する夫のためになぜもつと早く政府はこういう法律を出してくれなかった、こういうことにもなりかねないのです。この点は大臣どうでしょう。

○小林国務大臣 お話のようなこともあります、本人に有利ならゆる資料を活用すべきである、こういうふうにして申し上げておきます。

○滝井委員 ぜひひとつ本人に有利ならゆる資料を活用してもらいたいと思ふのです。ところが大臣、何とか審議会というのがある、なかなかそうはいかないのです。私はあとで具体的な例を出して論争しますが、これはとにかく三年くらい論争しているけれども、結論が出ないのがある。

次は、いま大臣からお答えいただきましたけれども、四条の三項です。六〇ページから六一ページにかかるところですが、「自己の責に帰すること」がでない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと認めるときは、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす」という、きわめて政治的な配慮を加える一項が、いままであったのです。「厚生大臣が公務上負傷

し、又は疾病にかかったものと同視すること」を相当と認めたとき」という、こういう弾力的なものがあるにもかかわらず、いままでなかなかそうはいっていないのかたのです。一体この運用というものはどういう形で運用されておるのか。それから、一体どういう場合に「厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視する」という基準をおつくりになっているのか。

○鈴木政府委員 ただいまのお尋ねの件であります、われわれの実際の運用を申し上げます、実はこの点について特に基準というほどのものは設けておりませんが、実際の運用として、四条二項と同じように、故意または重大な過失によつていないような場合には、大体数つておるといふ実際の扱いをいたしております。

○滝井委員 「自己の責に帰すること」ができない事由により負傷し、又は疾病にかかった」というのは、「故意又は重大な過失」ということがなかったという事柄です。裏を返せば大体同じようなことですね。わざわざ表現を、「故意又は重大な過失」ということを掲げずに「自己の責に帰すること」ができない事由により、とこういうことを書いておられるわけですから、そして戦地に行つて苦難の中に戦つて、そして、たまたま帰つてきたらなくなったという事は、明らかに「公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視する」ということが可能なわけなんです。ところが、いまあなたの言うように、「故意又は重大な過失」でなかったというときと同じだということになれば、こういう政治的な規定を入れる必要はな

かつたわけですから、入れているところに、やはり私は援護法の援護法たるゆえんがなければならぬと思ふのです。ところが、それがいま言ったような解釈になると、この条文は死んでおるといふことになる。これはいままで大臣お気づきにならなかつたかもしれせんけれども、こういう条文があるのですから、ひとつ何とか審議会というあの審議会でもやつた結論が、やはり大臣がひっくり返し得る政治的な配慮ができるのだということを考えておいてもらわなければいかぬと思ふのです。あの恩給審査審議会ですか、何かあそこがやつたからもうだめですというのでは、私は、私はこの条文は要らない、削除すべきだと思ふのです。しかし、こういうものがあるからには、やはりある程度の政治的な配慮というものがときには加へ得る。しかもそれが間違つた配慮なら困るけれども、常識的に見て、これはみづからの責に帰することができない事由によつて負傷または疾病にかかったもので、そしてそれで死んだのだ、こういうことになれば、あるいは負傷したのだ、ということになれば、ぜひひとつ取り上げてもらいたいと思ふのです。

○鈴木政府委員 お話のような点がございまして、今度十分そういう点を考慮いたしまして運用してまいりたいと思ひます。

○滝井委員 それから、六一ページの四条五項です。今度新しく「第二項に規定する事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地の区域であつた期間、政令で定める」となるわけですから、この「事変地又は戦地の区域」とは一体どういふところを言うことになるのか。

か。これは前にいろいろなことを——故意または重大な過失でなかつたとかあるとかいふところで、この区域の中ではない、中で勤務していなければ問題はならぬわけですから、お歸りになつて、そして結核や精神病で三年以内になくなつてしまつた、あるいは普通の病氣で一年以内になくなつておつても、これはこの事変地または戦地の区域の外であつたら問題にならぬ。一体どこをさすのか。

○鈴木政府委員 ただいま法の施行令によりまして、軍属等の身分、つまり在職期間に關して事変地の規定がどうあるわけでありまして、在職期間をどういふふうにとるかというところに關します事変地の規定が政令にあるわけでありまして。たとえば、中国は十二年七月七日から十六年十二月七日までというふうな、満洲のどこどこについては何日から何日までというふうな事変地の規定がありますが、これはいまのところは一応在職期間からいふと、在職期間にからんだ問題ではなくて、別な見地から定めるわけでありまして、実際上は、現在政令で定めておられます事変地のきめ方をほとんどそのままとれるというふうな考へておる次第であります。

○滝井委員 そうしますと、非常に広範にとる、私は、むしろあまり範囲を限定せず、やはり日本軍が派遣をした満洲なら満洲、中国なら中国全土をとつてもいいではないか。どうせ軍人は政府の命令で連れてつたんですから、あるいは軍人軍属は徴用その他で行つたんですから、やはり行つた先で本人が逃亡したり何かしてない限り

は全部とつてやる必要があると思うのです。それを何か職、勤務の期間という事で小さく区切つていく必要はないじゃないかという気がするわけですね。

○鈴木政府委員 ただいま在職期間にからみまして事変地の区域、期間が定めてありますが、これは実是在職期間をとるという性格からいいますと、かなり広くとつてあるものであります。つまり、理論的に申しますと、この広さとしてあるのを若干狭くして新しい事変地の規定にすることもできるわけでありまして、むしろいまの広さより狭くしないで、むしろいまの広さよりでそのまゝとつていきたいというふうに考へていく次第であります。

○滝井委員 逆な質問のしかたをすれば、こういう事変地または戦地の区域をきめるということによつてどの程度の人間が漏れますかということを知りたい。たはうが早いかもしれない。どの程度の人が恩典に浴さないことになりまうか。

○鈴木政府委員 ちょっといまその資料を持っておりませんが、仰せのようにならなくとも、われわれがいま政令で定めていられるものにとりますれば、かなりその趣旨に合ひてはいかというふうに考へていく次第であります。

○滝井委員 ここまで援護法がくれれば、もうあまり地域の指定なんかする必要はないと思うのです。召集を受けた文官、別の件で行けと言われた人は皆入れるのだということによいと思ふ。これは私は削除してよいと思ふ。政令でわざわざ入れる必要はない。援護法がここまできていますから、

それをまた縮めれば、また遺族の方々が運動費を使つて自民党に圧力をかけなければならぬということになるから、全部してあげる。遺族の方々の何回も骨を折らせる必要はない。こういうことは、私に言つてあげたらよい。もうさつとさつとあげたらよい。

また未亡人の方々が陳情してくるといふようなことをやるべきではない。漏れれば漏れた人は必ず来る、私のところへ漏れましたということになるのだから、私は、こんなものは削除すべきだと思ふのです。(賛成と叫ぶ者あり)賛成と言つていられるから、削除の修正を出しますから覚えておいてください。六ページの五は削除。

それから第五案です。いままで五案一項の二号に「遺族年金又は遺族給与金の支給」となつておつたのですが、今度「遺族年金及び遺族給与金の支給」ということになるから、これは当然両方差し上げます、こういうことではうね。遺族年金をやるから遺族給与金を差し上げておつたのを取り戻すとは言わぬのでしよう。

○鈴木政府委員 お答えいたします。遺族年金と遺族給与金とは全然別個のものでございまして、そういう議論は全然起つてこないわけでありまう。

○滝井委員 遺族給与金をもらつておつて——あれは五年間ですね。それが今度は年金になつてからもずっと続いていくということですね。取り返すということはないのです。わかりました。これは確認をしておかないといけなから。それから急ぎますが、六四ページの八条の加給金についてです。こういう

ように加給金を出しになるのなら、わざわざどうして加給金を十分の六にするか、あるいは六六ページの八条の六項にあるように一万五千五百円、それから三千五百円というよりなく、あれにするのかという事です。この表の不具廃疾の程度の一級症、二級症、三級症、それから不具廃疾の程度の特別項症、一級症、二級症、三級症からつと六項まであります。このもの金額をどうしておふやしにならないのですか。わざわざ加給金というものを上にお加えになるならば、表を直しておふやしにならないのには、なぜ恩着せがましくやるような形にするのですか。

○八木説明員 ここでそれぞれ三項、四項、五項、六項につきまして別段の規定を置いておきますのは、今回のみならず公務——故意、重過失行為を公務とみなすという規定につきまして、支那事変につきましては十分の六にするという規定に基づいて三項、四項、五項をそれぞれ本来の額の十分の六というふうなが入つておりましたために、こういうふうな数字になつておる次第であります。

○滝井委員 私はわからぬのですが、ね。一人人間の命というものは大東亜戦争と支那事変でどうして違ふのかという事です。大東亜戦争では全額差し上げて、片や支那事変は十分の六だ、こういう差別をやることが私はとても問題だと思ふのです。だから加給金だつて、満洲事変であつた支那事変であつた、大東亜戦争であつた支那事変であつた、みんな国家総力戦に特に出されていふたのですから、だから特に支那事変について十分の六にしなけれ

ばならぬ理由があれば申し述べてもらいたいし、その青年の命が一体〇・六しかなくつたのかどうかという事です。そんなばかかなことはいいはずで、そんなばかかなことはいいはずで、それなら全部これは同額にしななければならぬ。それでなければ援護法の精神というものが差別待遇になる。われわれはそういう差別をなくするといふことなんですから、だからそれはどういふ理由で十分の六にすることになるのか。これも何なら修正しなければならぬ。

○鈴木政府委員 支那事変の件に關しまして十分の六にいたしておりますのは、現在いわゆる勤務関連による特例遺族年金が一般の遺族年金の十分の六になつております。それから支那事変と大東亜戦争を比べますと、戦國の苛烈さにおいて若干そこに差異もあるという事で一応十分の六にしたわけでありまう。

○滝井委員 戦争が激しかったとか、やさしかったとかいふても死んだ人は一つなんですから、片方が一の英霊で片方が〇・六の英霊ということはない。政党内には自由民主党が一・五で社会党が〇・五といふことはあり得る。これは〇・五しか力がないので、片や一で片や〇・六といふことならば、御遺族の皆さんはおこりますよ。だからこの点は田中大蔵大臣は浪花節調だから反対じゃないと思ふのです。自民党の皆さんも賛成だと思ふ。社会党でも、御遺族の皆さんに冷たい冷たいと言つておるから、こういうときにこそ修正して、まさか与党さん反対ではないと思ふから、これは全額にすべきだと思ふ。戦争が激しかった

から一〇やつて、激しくなかつたから六しかやらぬといふその論理は通らぬといふ事です。わかりました。これは、遺族年金でも障害年金でもみな十分の六になつておつて同じですから、その点はぜひひとつ直してもらわなければならぬと思ふ。

次は、十二条の意味を説明してください。「障害年金または障害一時金の控除」ところ、十二条に「既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一分を控除することができる」といふことを、ちょっと具体的に説明してください。

○鈴木政府委員 十二条では、新たに最初の恩給法というものがつけ加わつておるわけでありまして、新たに恩給法が入つた理由は、今回判任文官が入つたことに伴ふものでありまして、たとえば傷病賜金を受けておつた者等に障害年金の支給ということがある場合がありまして、そういう場合の額の調整をしようという規定でありまして、そういうことについてすでに受けた額を一部控除あるいは全部控除するといふ両者の調整の規定であります。

○滝井委員 わずかな傷病賜金なり障害一時金を差し上げておつて、今度もらう額からそれをまた差し引くというのなかなか事情なことだと思ふのです。あまり大きな問題でないからこれ以上追及しませんが、こういう法律を技術的に、あまり重箱のすみをほくというところはよくないと思ふ。そのくせ、こういう公平の原則を貫いて、すでに与えた傷病賜金なり障害一時金を減らすかと思ふと、片方では十分の六にするといふようなことをやるのです

ね。命の差別をつけるのですから、そういうことはよくないと思う。

それから二十三条、「遺族年金及び遺族給与金の支給のところで、昭和二十七年四月一日前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者」こうなっておるわけですが、いままでは軍人は入ってなかったわけですね。軍属だけだったのです。今度軍人が入った理由というのは、どういふ理由から入ることになったのですか。

○本委員 従来は、軍人の方は増加恩給を恩給法のほうからいただいていたわけでありまして、今度の改正によりまして、四二条二項が大幅に拡大になりました。公務の推定を受けて障害になる場合がありまして、その場合に初めて軍人に対して援護法から障害年金が出るケースが出てくるわけでありまして。

○滝井委員 その場合に恩給法にどうして入れられないのですか。今度の国会に恩給法の改正を出しになっておるわけですが、そうすると、いままでは、御存じのとおり恩給法の復活とともに、軍人及びその遺族の大部分はみんな恩給法を選択していかれたわけですね。そして、主として雇用人たる軍属及び準軍属が援護法に乗ったわけですね。これは御存じのとおりでありまして、そうしますと、同じ国会に恩給法を出しにしているのに、恩給法に乗せずに、わざわざ今度は援護法に持つてきて、——いままで援護法というものを軍人軍属という非常に幅の広いものから、雇用人たる軍属、準軍属にして、わりあい系統的にしつづけたわけですね。ところが、またこれによって軍人を持つてくれば、恩給法と

その両方を見なければならぬから、これは見る事務がたいへんなんです。また遺族の皆さんもたいへんです。恩給法でお金を受け、援護法で受けるんですから。これは手続が違ふのとをおやりになるならば、一つの国会は恩給法を出しにしたら、一つの内閣委員会では恩給法は通ったのでしょ。だから、恩給法で処理したらよかったんじゃないでしょうか。

○本委員 先ほど申し上げましたように、支那事変で故意または重過失でない場合には公務とみなす規定が入ったわけですね。従来は、大東亜戦争で疾病にかかりまして、死亡に至つたもののみ、故意または重過失でない場合はみなし公務としておつたのでございますが、傷害につきましては今回初めて入ったわけですね。これは、改訂をいたしたわけでありまして、改訂の改訂をいたしたわけでありまして。

○滝井委員 恩給法でやりになつて以降のものを今度の恩給法でも改正していいわけですね。援護法を改正すれば、当然恩給法に波及するんですからね。だから、こういうところは恩給法でおやりになつておればいいのです。いままで選択をされて、みんな恩給法でいっておつたのに、今度はまた昭和十二年の公務、重過失であるというところが明らかでなかったものを、軍人まで拡大して、今度は援護法に持つてくれば、途中のものはみんな恩給法に行つておるのに、前の者だけが援護法にくることになって、立法体系からいってもおかしくなるのです。それならば、この法律は、先ほども言った

ように、四本も五本も一緒の法律だから、恩給法の改正の中に入れてお出しにやつておつたら、それでよかつたのです。だから、どうも立法形態として非常に私はまずいんじゃないかと思つてます。実を言つて、これはミスプリじゃないかと思つておつたのです。援護法の中に恩給法の軍人と呼び返してやるというところは、立法論からいつても、ちよつと私はおかしい感じがします。これはできてしまつたことだからやむを得ませんけれども、やはり適当な機会に改めて、軍人の方々は恩給法で整理しておるのですから、それにいつていただくようにしたほうがいい。

それから三十四条の二項の一号です。昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。）に連関する負傷又は疾病（こうなつておるわけですね。この「戦争に関する勤務」とは何か、それから「政令で定める勤務を除く」というその勤務は一体何か。

○鈴村政府委員 「戦争に関する勤務」と申しますのは、大東亜戦争に関する勤務でございますが、その内容は、たとえば現実に戦地へ行つて戦闘行為に参加することのほかに、その兵たん業務あるいは内地における戦争に関する勤務、それを全部含むわけでございます。

それからカッコの中の政令で定める勤務が除かれておりますが、この「政令で定める勤務」といふのは、一つは陸海軍の官衛の勤務、それから第二が侍従武官府とかあるいは軍事参議院とかいふところの勤務、その二つが入つておりました。あの侍従武官府あ

るいは軍事参議院勤務は、兵とか管内居住の下士官は除かれておりますが、そういう除かれたもの以外の勤務、これをいうわけでありまして。

○滝井委員 そういたしますと、軍事参議院ですか、それから侍従武官府というところで、普通の役所の勤務は戦争に連関するものになるでしょう、官衛勤務は。

○鈴村政府委員 いまの政令で定めるものは二つございまして、第一の陸海軍の官衛の勤務、これは特別に政令で除かれるわけでありまして。第二は侍従武官府と軍事参議院の勤務であります。したがつて、陸軍省、海軍省のよる陸海軍関係の官衛の職員は除かれるわけでありまして。

○滝井委員 それから二号「昭和二十九年九月二日以後引き続き勤務していた」とは引き続き海外にあって復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に連関する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの」とあるわけですね。これは非常に問題のあるところですが、まず第一に、「勤務していた間」とは在職期間とどう違ふかということですね。

○鈴村政府委員 在職期間というものは、軍人あるいは軍属についてそれぞ第三十三条に一定の定義があるわけでありまして、この在職期間の一部として、ここに九月二日以後引き続き勤務している期間というのでありまして、在職期間の一部、こういう考え方でありまして。

だが、なぜ在職期間の一部を今度わざわざとらなければならなかつたかという事です。在職期間とどうしてされなかつたかということですね。

それから「引き続き海外にあって復員するまでの間」といふのは、これは、在職期間でない場合があるわけですね。外地で召集解除されて帰つてくるまでの間は、これはもう在職期間ではないわけですね。ところが、引き続き勤務しておる間は、在職期間と同じじゃないけれども、その中に包含しておる。四二条の二のごときは在職期間と書いたわけですね。ところが、特にここで弔慰金の支給の場合に、なぜ「引き続き勤務していた間」と書かなければならなかつたのかということですね。

○鈴村政府委員 お答えいたします。第一号のほうで、いわゆる在職期間のうちで本隊と申しますか、昭和二十九年七月七日以後のことが書いてあります。第二号のほうで九月二日以後のことが出てくるわけでございますが、仰せのように、結局これは在職期間の一部でありまして、特にそういうことばを使ひませんでしたのは改正前の古い規定、つまり下のほうにある規定におきまして「九月二日以後引き続き海外にあって復員するまでの間」ということばを使つておりましたので、従来の規定を生かす意味におきまして、それとの関連で在職期間ということばを使わなかつたということでございます。

○滝井委員 そうしますと、たいてい理由はないわけですね。丁寧にいいますと、いまのようにわれわれ法律のしろうとが見ても在職期間というならわりあいすぐわかるわけですね。ああ

そうか、勤務していた間だなど。ところが、わざわざ「勤務していた間」ということになり、在職期間ということばが前に出ていなければいけません。出てくるわけですね。そうしていろいろ書いたものを書いてきています。ですから、何かこれは特別な意味がある、こう見るわけですね。ところが、いまのように在職期間の一部で特別な意味がない。ただ、「海外にあつて復員するまで」というのが前にあるから、それで調子を合わせたということのようです。わかりました。

それから三十九条の二の一項一号の「昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後二年以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかにある者の遺族を除く。」こうなっているわけですね。この「公務上の負傷又は疾病に関連しない」というところは、上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族「だから、これはいままでは救われなかったわけですね。今度は救われようというところでしょう。これは私は重過失かどうかというところはわかりませんが、重過失かどうかというところは、これは特別な場合で、ここで言うにたえない場合だつてあるわけですから。ところがその次の項で、いま言いました公務上の負傷または疾病に関連しないものは、「負傷または疾病のみにより死亡したことが明らかにある者の遺族」

は除かれることになるわけですね。そこで、この関連しないということの問題ですが、これはさういふ御質問申し上げた逆になるわけですね。遺族としてみれば、おまえのむすこは重大な過失で死んだんだぞ、こういうことが明らかになれば、これはむしろこの罪だといつてあきらめるわけですね。ところが、戦地で死んだんだけれども公務上の負傷または疾病に関連しないんだというところの証明は、たまたま証拠書類がないというところでござるわけですね。証拠書類がありせば当然公務上負傷し、または疾病で死んだんだというので公務扶助料その他全部もらえるけれども、この場合は一時金だけになる。一時金をいただけるようになったことは、いままでよりは前進です。前進ですが、いままで、こゝろあたりはさういふ申し上げたことと同じになるのが、よほどひとつとつかりした態度で、厳重にやられると遺族はやはり泣かなければならぬことになる。この前小林君が言つておつたようなことになるので、だからこの前とあらはらるの關係ですから、ぜひ注意をしておいていただきたい。

そこで私はここで一つの実例を出すわけですね。これは援護課長の木暮さんの前の援護課長のときから私が交渉しておる問題ですが、これがなかなかきまらないのです。どういふ例かという、大腸骨の盲管銃創をやつたわけですね。すなわち大腸骨の複雑骨折です。そうして軍隊で治療のしかたが悪くて復員をしてきた。しかしこれは御存じのとおり大腸骨の複雑骨折だつてある程度の一定の年限がたつと自然にますます治療でもびつこりながら治療することになるわけですね。ところが帰つてその男が運搬夫——いわゆる石炭のトロッコが坑内から上がつてくる、それを運搬機の方へ持つていく。相当足を使わなければならぬ、鉄道線路みたいな凸凹のところを動くわけですから、さうするうちに帰つてしばらくやつておつたら足が痛み始めたわけですね。そこで足が痛んだので陸軍病院へ行つたら、これは温泉に行きなさいというので別府かどこかの温泉の温泉に行つたわけですね。さうして行つて間もなくそこで心臓麻痺で死んだのです。そこで私はその死因を見ると、右か左かの大腸骨の盲管銃創兼心臓麻痺と書いてある。ところがあなたのはこれは職務に関連はない心臓麻痺だからだめです。さうなつておるわけですね。ところが私の主張はさうではない。大腸骨の複雑骨折が起ると神経痛が起る。これは坐骨神経痛が起る。神経痛が起れば痛くてめしめし食えない。めしめしが食えないから衰弱する。だから診断書には大腸骨の複雑骨折、非常に衰弱しておると書いてあるのに、この者が陸軍の温泉の療養所で行つたおるのにこれに公務関連とは認めない。さうして却下をして御両親は泣いておるわけですね。こういう場合、われわれ医者が見ても当然関連があるという主張なんだが、一方においては恩給局その他が、過去においてどういふ裁定をしておるからというメンツばかりにとらわれてなかなか認めない。もう三年にわたるのです。先生、待つてください。結論を出しますまで待つてくださいといつて認めない。これがどこにもからだに傷がなく帰つてきてやつたといふのならいいのです。帰つてきて心臓麻痺でなくなつたというのなら、それはもうなるほど公務に関連がないということになるのです。ところが複雑骨折があつて、しかも大腸骨の盲管銃創ですから、まだたまたま残つておる。あるいは大腸骨に腐骨ができておるかもしれないのです。当時の兵馬怪例の中における医学のやり方ですから、そんな複雑骨折を金属で骨と骨とを連結するなんていうことをやまくやつておるはずがないわけですね。さういふ場合は、私は当然過去の行いがかりにとらわれずに認めるべきだと思ふのです。が、なかなか認めない。言を左右にして認めない。私は恩給局へも言つておるけれども認めない。もうちよつと待つてくださいといううちに援護課長が三代かわつたのです。それでいまの木暮さんになつた。私が言つたら木暮さんは知つていました。だから前から事務の引き継ぎはあつたらしい。らしいのだけれども、さういふ状態でありまして、診断書に盲管銃創兼心臓麻痺と書いてある。主病は何かという盲管銃創なんです。さういふのを認めない。だからしたがつて私は、さういふときはやはり大臣の政治的な判断を下すべきだと思ふのです。それを専門家が言うのでどうしてもだめだ、こうおつしやる。しかし無傷で帰つておるというならともかく、盲管銃創があつて本人が別府の温泉療養所へ何かに行つてそこでなくなつた。しかも陸軍省の所轄病院でなくなつた。しかもこれ、これを認めないといふばかなこと、はないと思ふのです。どうですか、これはひとつやり直しますとはつきり言つてください。もう三年以上かかっている。

痺でなくなつたというのなら、それはもうなるほど公務に関連がないということになるのです。ところが複雑骨折があつて、しかも大腸骨の盲管銃創ですから、まだたまたま残つておる。あるいは大腸骨に腐骨ができておるかもしれないのです。当時の兵馬怪例の中における医学のやり方ですから、そんな複雑骨折を金属で骨と骨とを連結するなんていうことをやまくやつておるはずがないわけですね。さういふ場合は、私は当然過去の行いがかりにとらわれずに認めるべきだと思ふのです。が、なかなか認めない。言を左右にして認めない。私は恩給局へも言つておるけれども認めない。もうちよつと待つてくださいといううちに援護課長が三代かわつたのです。それでいまの木暮さんになつた。私が言つたら木暮さんは知つていました。だから前から事務の引き継ぎはあつたらしい。らしいのだけれども、さういふ状態でありまして、診断書に盲管銃創兼心臓麻痺と書いてある。主病は何かという盲管銃創なんです。さういふのを認めない。だからしたがつて私は、さういふときはやはり大臣の政治的な判断を下すべきだと思ふのです。それを専門家が言うのでどうしてもだめだ、こうおつしやる。しかし無傷で帰つておるというならともかく、盲管銃創があつて本人が別府の温泉療養所へ何かに行つてそこでなくなつた。しかも陸軍省の所轄病院でなくなつた。しかもこれ、これを認めないといふばかなこと、はないと思ふのです。どうですか、これはひとつやり直しますとはつきり言つてください。もう三年以上かかっている。

痺でなくなつたというのなら、それはもうなるほど公務に関連がないということになるのです。ところが複雑骨折があつて、しかも大腸骨の盲管銃創ですから、まだたまたま残つておる。あるいは大腸骨に腐骨ができておるかもしれないのです。当時の兵馬怪例の中における医学のやり方ですから、そんな複雑骨折を金属で骨と骨とを連結するなんていうことをやまくやつておるはずがないわけですね。さういふ場合は、私は当然過去の行いがかりにとらわれずに認めるべきだと思ふのです。が、なかなか認めない。言を左右にして認めない。私は恩給局へも言つておるけれども認めない。もうちよつと待つてくださいといううちに援護課長が三代かわつたのです。それでいまの木暮さんになつた。私が言つたら木暮さんは知つていました。だから前から事務の引き継ぎはあつたらしい。らしいのだけれども、さういふ状態でありまして、診断書に盲管銃創兼心臓麻痺と書いてある。主病は何かという盲管銃創なんです。さういふのを認めない。だからしたがつて私は、さういふときはやはり大臣の政治的な判断を下すべきだと思ふのです。それを専門家が言うのでどうしてもだめだ、こうおつしやる。しかし無傷で帰つておるというならともかく、盲管銃創があつて本人が別府の温泉療養所へ何かに行つてそこでなくなつた。しかも陸軍省の所轄病院でなくなつた。しかもこれ、これを認めないといふばかなこと、はないと思ふのです。どうですか、これはひとつやり直しますとはつきり言つてください。もう三年以上かかっている。

○鈴村政府委員 ただいまお話の件でございすが、種々検討いたしました。なかなかむずかしい問題でございすが、今回の改正によりまして、遺族一時金の制度ができましたので、三十九条の二のほうでこれが遺族一時金支給に該当するのではないかと、いふふうにいま考へておる次第であります。公務上の負傷または疾病に関連しない負傷または疾病、この関連のない問題、それからさういふ負傷のみによつて死亡した場合、あるいは関連しない疾病だけで死亡したことが明らかであるといふのは、かなりむずかしい問題が出てまいるわけでありまして、したがうして、この三十九条の二のほうは相当地く適用していきける。また公務性の明確でない人を救ふ趣旨でございまして、趣旨から言つてもさうでございまして、相当広くいける。お話を点は三十九条の二に該当するといふことで処理できるというふうにいふところでは考へております。

○滝井委員 私はそれは反対です。一體関連しないという証明がどこにあるかといふことなんです。その証明ができないでしよ。心臓麻痺だといふことだけをとり関連しないといふのです。それならば盲管銃創といふものがあつて、これが痛んでおつたといふような現実はどうするのかといふことです。だから私の言ひ分は、その者が複雑な大腸骨の骨折を持つていて、しかもそれが盲管銃創である、痛んでおつた。そして別府の療養所にやせこけて行つた。やせこければ衰弱する。人間は死ぬときはみんな心臓麻痺で死ぬのだ。盲腸を切つたつて、切りそこなつて死ぬときは心臓麻痺で死ぬ

のだから、心臓麻痺と医者が書けば全部だめになるのです。心臓がとまったときに人間は死ぬのだから、そういうところをい言ったように職務関連がない、それは明らかだということやれば、いまでもたえはマラリアとか何かで死んだ者は全部だめだということになる。ところがそれは全部認めては十萬円の遺族一時金を差し上げますというのでは納得しない。医師の診断書にも明らかに書いてある。故意に書いたのではない。昔の診断書を持ってきたものを見て書いてあるわけですから。こういうところが、私はこだわりのはおかしいと思う。私も専門家ですから理論闘争をやったのです。それならば逆に、これは首貫銃創に関連がなかったという証明をしてくださいと言ったけれども、証明できないのです。初めこの者はいろいろな代議士に頼んだのです。それでできないので私のところに持ってきた。私はこれをずっとよく調べてみると、心臓麻痺というものがいかなる原因によつて起こったかという証明が何もないのです。そうすると、首貫銃創で痛んでおつて、衰弱して心臓麻痺が起つたということに考えることのほうが正当だということです。これのほうに証明がやさしいわけです。ところが恩給局にしてもあなたのためにしても、過去において、昭和の初めにこんなものをやっているのだからいまだ引っくり返せませんと言つて、いたずらにメンツにこだわるわけでしょう。それがいかぬというのです。戦死をした近所の人はいかなる公務扶助料をもらつてゐる。年老いた母親がくやんでゐる。ど

うして私だけがこんなに分が悪いのだらう、近所の人はいま死んだ死んでもらつてゐる公務扶助料をもらえない。私はよほど前世で悪いことをしたのだらうかと、くやんでゐる。それで代議士にもいろいろ頼んだけれどもできないので、滝井さん、あなたはやぶ医者だらうがお医者さんだから、専門的に見てやつてください。そこでその医者を連れてきてください、論争しようと言つたら、私たちが何とかやつてみようと言つて、援護課長が三代かわつて、いまになつたら今度は関連しないといふことで十萬円出しました。では了承できないといふのです。それは何も傷がなければ別です。あるのです。しかもその傷が痛んで入院して死んでゐるのです。率直に言つて私は初め、これは悲観して首をつつて死んだのだと思つておつた。それでいろいろ調べたところが、そうじゃない。突如として心臓麻痺で死んだ。それならば、これは首貫銃創があつて神経痛が痛んでおつたのだから当然認むべきです。こういう条文をつくる、これからは満州事変のころのものはいまはなくなつて、十萬円の遺族一時金でお茶を濁されてしまつて、公務扶助料はもらえないということになる。

たがいましていまおつしやいましたようなのは遺族一時金の支給対象として処理できるというのを申し上げたのです。ただ従来この心臓麻痺につきましては公務性と申しますか、その立証がなかなか困難な疾病の一つでありまして、そういうことでもいまだ解決が延びておつたわけでありまして、われわれとしてはこの今回の規定によつて救つていきたいと考えてゐるわけでありました。

○滝井委員 診断書に心臓麻痺一つが出てゐるならば私はさういふ無理は申しません。ところが主病には大腸骨の首貫銃創といふのが出てゐる。そして兼心臓麻痺と、医者が死亡診断書に書いてある。だから主病は大腸骨の首貫銃創なんです。その主病を見てもらわぬことにはいかぬわけですね。二つ書いてある。一つは「関連しなさい」といふ負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者で、「のみ」でしよう。

○鈴木政府委員 いまちょっと診断書の内容が手元にありませんのではつきりいたしません。病名についてはよく調査してみたいと思つた。

○滝井委員 たまたま私が扱つた例がどうもこれに当てはまるから私は質問してゐる。九万八千八百件の却下されたものの一つにさういふものがあるわけですね。だからさういふものについて、ここまですれば、そんなにわずかなことを目の色を変えていじめる必要はない。母親もおい先短いのですから、温情もつて処理してやるべきだ、

それによつて日本の財政がひっくり返るような状態じゃないのですから。三十九条の二の一項の二号は「故意若しくは重大な過失による負傷若しくは疾病又は当該在職期間経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く」といふことになってゐるわけですね。その場合に、「疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く」といふ、この疾病の中には精神病と結核が当然入ることになるのです。

○木暮説明員 三十九条の二の一項二号の考え方は、復員後短期間に死亡したという場合には、立証できなくとも、できるだけ今回の遺族一時金の対象に取り上げようという考え方でございますので、精神病、結核等の場合には、大抵戦地で栄養失調とかマラリア等からだがかなり衰弱されてゐるというところも考えられますので、在職期間経過後に発した負傷もしくは疾病のみにより死亡したということが明らかにはならないといふことで、大抵戦地でマラリヤなり結核なりになつておるといふ場合には、精神病等も取れるといふことになつておるわけでありまして、ここで考へておられますのは、復員後明らかに、在職期間経過後に発生した病氣であるといふことが非常に明らかである、しかもその病氣だけで死んだといふことがつきりしておる場合だけを除外しようといふことでございまして、復員後短期間の死亡の場合には、かなりな者が遺族一時金の対象として取り上げられるのじゃないかと考へます。

○滝井委員 復員後間もなく死亡したという者は、遺族一時金が支給になる

であらうといふことは、裏を返して、さらにもう一步突つ込んでいくと、そのことは公務関連の可能性が出てくるわけですね。そこでさういふ言つたやうに、町葬されておるとか、弔辞があつたとかいふ場合には認めなければならぬ、こゝろいふことになる。さういふ場合には認めるんでしようね。いま言つたやうに、復員後間もなく死亡した者は遺族一時金の対象になりますといふことは、弔辞その他が出てくれば、公務扶助料の対象になる、こゝろ切り切つて差しつかえないですね。

○木暮説明員 復員後短期間の死亡で、しかもそのほかの立証書類、たとえば先生お話しがありました弔辞等、戦死等の死病といふものがかなりはつきりしておるといふ場合には、一時金ではなく、本来の公務として取れるのじゃないかと思ひます。

○滝井委員 あと二、三問大事なことろが残つておりますから、あとで……。

○田口委員長 本会議散会まで休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

午後六時三十二分開議

○田口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。滝井義高君。

○滝井委員 前回に引き続いて質問を続けますが、「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金」ですね、これは六九ページのやつです。二人の子供が戦死したという場合における遺族年金の支給、たとえば母が生きてゐる、その場合に、むすこが二人戦死をしたという場合における遺族年金の支給のしかた、いまま

ではそれがどうなっておいて、そして今度の昭和十二年の支那事変以降における者に対するやり方、ひとついままでの場合と今度の場合、これを御説明願いたい。

○八木説明員 お答えいたします。

母親がおりまして、その御子息の方が二人なくなられたという場合に、従来、年金につきましては二人分の年金が支給されることになっております。それから今回におきまして、全く同様でございます。

○滝井委員 その場合に、二人の子供が死んだ場合の金は引くでしよう。

○八木説明員 五千円分の差し引きはございます。それ以外は二人分が併給になるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、いままで二人のむすこがなくなると当然二人分の遺族年金をもらうところだけれども、一人のほうから五千円差し引きすね。そうすれば今度の場合は、御存じのとおり、遺族年金なり障害年金は六割でしよう。そうすると、この内容はどうなるのですか。

○八木説明員 支那事変の場合、御子息がなくなられたという場合の方が一人入っておる場合には、三千円差し引かれるということになります。五千円の六割でございますので三千円分。二人分は出ますけれども、お一人の方については、三千円が引かれるということになるわけであります。

○滝井委員 そうしますと、五千円引くわけですね、いままでの分は。その六割を引くと、三千円引くのなら今度支那事変のほうがよくなるのですか。

○八木説明員 支那事変分は年金額自体が十分の六でございますので、その

ほうから三千円引かれますから、十分の十の場合に比べますと当然低いわけでありまして。年金額自体が十分の六でございますから、それから三千円引かれる、こういうことになります。

○滝井委員 そうしますと、六九パーセント以上の遺族年金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金」というのがあって、三十二条がございすね。三十二条を省略して、三十二条の四項の説明をしてみたい。第二十六條第二項に規定する遺族に支給する遺族年金に關し、前項中「第二十六條第一項」とあるのは「第二十六條第二項」と、「五千円」とあるのは「三千円」と、「三千円」とあるのは「千八百円」と読み替えるものとす。というのがあるでしよう。この五千円とあるのは三千円、三千円とあるのは千八百円、その千八百円というのはどういうことですか。

○八木説明員 御説明いたします。障害年金を受けておられる方が、普通の病気で、本来の公務でなくて平病でなくなりました場合は、障害年金の額が十分の六になりますので、その意味でまた本来の遺族年金のまた十分の六ということになるわけであります。で、今度の支那事変の場合は十分の六のまた十分の六という年金もあるわけでございます。その意味で五千円の六割の三千円、またその六割の千八百円という数字になるわけであります。

○滝井委員 実にややこしいですね。だから私は、こういう支那事変だからと言って、六割のまた六割をやるといふような、そういうことをせずに、その人数の多いものでないでしよう。一体これは、この法律が通って、いまの

六割というものを全部大東亞戦争と同じような取り扱いをしたときの財政負担はどのくらいかかるのですか。六割に四割加えればよい。

○八木説明員 本年度は二千四百七十八万円を予算に計上しておりますが、これが六割を十分の十にいたしましたものと、本年度で千六百五十三万五千円が計算にかかるという計算になります。

○滝井委員 千六百五十三万五千円なら、恩給、それから援護法関係というのはばく大な金があるわけですから、何とかやりくりして、これはやはりやるべきだと私は思うのですよ。

それから九〇ページの「遺族年金の支給の特別等」、これは第二条に当たるわけですね。「厚生大臣が在職期間内の職務に關連して負傷し、又は疾病にかつた」と同視することを相当と認める場合」という表現と、その同じ条文の最後を「らん」になりますと、「その負傷又は疾病が職務に關連することが顯著であると認められる場合に限る。」という表現のしかたがあるわけですね。ニュアンスが非常に違うわけですね。在職期間内に云々というようにした場合と、在職期間内の職務に關連してという場合と、同じ職務に關連をした疾病や負傷でもその關連することがあるわけですね。一体こういう区別というものはどうしてやるのかということとす。

○鈴木政府委員 結局昭和十九年の一月一日で区別いたしましたので、それ以前のものとはそれ以後のものと区別しておるわけでありまして、それ以前のものについては關連が顯著でなければいかなぬということを規定しております。

は、やはり戦況が十九年一月以降におきましては非常に苛烈になっておりまして、そういう戦況の模様等も考慮いたしまして、それ以前のものについては顯著であることを規定しておる、こういうことであります。

○滝井委員 その戦況が苛烈であったかどうかというところで、負傷をした程度に差別をつけるということもおかしなことだと思ふのです。戦況が激しかったかどうかということとは、負傷に關係しないことなんです。どんな激しい戦争で足が切れても、ゆるやかな戦争で足が切れても、それが支那事変で足が切れても、満州事変で足が切れても、大東亞戦争で足が切れても、足が切れたというこの現実には変わらないと思ふのです。それを戦況が非常に激しかったからそれは職務に關連が顯著であった、そうでなかったものは顯著でなかったんだ、こういうことはどうもおかしなことだと思ふんですが、そういうことで今度取り扱ひが違つてくると、これは十分の六にします、顯著だったから十分の十あげますというところ、これはおかしいことだと思ふのです。この十分の六ははどうしても修正してもらわなければならぬですね。修正しないと簡単に通らぬですよ。

次は、こういう場合は一体どういう取り扱いをしますか。台湾のおまわりさんであった。そしてその台湾のおまわりさんが、政府の命令によつて満州国のおまわりさんになった。満州国のおまわりさんになつておるうちに、今度は戦犯で抑留された。そうしてようやく二、三年前に歸つてきた。この場合に、いま台湾でおまわりさんをしておつた人は恩給をもらえるわけですか。

は、やはり戦況が十九年一月以降におきましては非常に苛烈になっておりまして、そういう戦況の模様等も考慮いたしまして、それ以前のものについては顯著であることを規定しておる、こういうことであります。

○滝井委員 その戦況が苛烈であったかどうかというところで、負傷をした程度に差別をつけるということもおかしなことだと思ふのです。戦況が激しかったかどうかということとは、負傷に關係しないことなんです。どんな激しい戦争で足が切れても、ゆるやかな戦争で足が切れても、それが支那事変で足が切れても、満州事変で足が切れても、大東亞戦争で足が切れても、足が切れたというこの現実には変わらないと思ふのです。それを戦況が非常に激しかったからそれは職務に關連が顯著であった、そうでなかったものは顯著でなかったんだ、こういうことはどうもおかしなことだと思ふんですが、そういうことで今度取り扱ひが違つてくると、これは十分の六にします、顯著だったから十分の十あげますというところ、これはおかしいことだと思ふのです。この十分の六ははどうしても修正してもらわなければならぬですね。修正しないと簡単に通らぬですよ。

もらつておるけれども、その恩給の基礎は、台湾のおまわりさんであつたときに限つておるわけですね。満州国についても、抑留されておつた間についても、これは戦犯ですからなおもらつてないわけですね。その場合に、これは恩給法を審議するときに出てきておるのですが、満州国の軍人であつて旧日本帝國軍人であつた諸君は、満鉄職員等という「等」の中で処理されて、満州国軍人であつた人が恩給をもらつてい

る。やるようになったんだという答弁を政府はしているんですね。そうしますと、もしかつての帝國軍人であつた人が、政府の命令で満州国の軍人になつた、すると満州国軍人であつた期間に恩給はもらえないわけですね。もらえないんだけれども、それは気の毒だといふので、満鉄職員等という「等」の中に入れて、その満州国の軍人の在職期間を帝國軍人の在職期間に換算して扱うことにするんだ、という答弁をしたといふのです。そうしますと、もしそれが事実であるとするならば、台湾で逡巡をして満州国で逡巡をしておつた人は、当然台湾と満州国のものを一緒にしてやらなければいかぬことになるのです。なるほど満州国といふのは、いろいろ細かい政權とか何とかといふことはあるけれども、たゞまゑとして、明らかに国が違つたから、他の国のおまわりさんなり軍人になつた人はだめなはずですね。恩給には通算ができません。しかし協和会とかいふような、ああいう機関までこれは見ることになつておるわけですね。そうしますと、いまにして軍人をも「等」の中へ入れて見ておるとすれば、やはりおまわりさんを見てやる必要があるの

もらつておるけれども、その恩給の基礎は、台湾のおまわりさんであつたときに限つておるわけですね。満州国についても、抑留されておつた間についても、これは戦犯ですからなおもらつてないわけですね。その場合に、これは恩給法を審議するときに出てきておるのですが、満州国の軍人であつて旧日本帝國軍人であつた諸君は、満鉄職員等という「等」の中で処理されて、満州国軍人であつた人が恩給をもらつてい

はないですか。これはたいした人数はないわけですか。まず第一に、軍人を見ておるかどうかが、「等」の中に入れてやっておるかどうかがという点、もしそうであるならば、当然おまわりさんを入れてやらなければいけぬ、こういうことになると思います。

○鈴村政府委員 支那事変当時の陸軍部内の取り扱いをいたしまして、たとえば日系の軍人軍属が日満共同作戦に参加し、戦死あるいは戦傷したというような場合につきましては、これを日本軍人として臨時召集されたものとして扱うというようになされておりました。現在も大体その線で取り扱いをいたしておるわけでありまして、それから、満州国の軍人軍属以外の方々でも、日本の在郷軍人でありました者が陸軍の戦場に協力して死亡した場合、これらも同じに取り扱っておるわけでありまして、いわゆる「満鉄等」としてということではないわけでありまして、

○滝井委員 そうしますと、満州国所屬の日系の軍人軍属が、日満の共同作戦に参加したということで満州国の在職期間を帝國軍人としての在職期間に見てやるということになれば、おまわりさんも見ざるを得ないのではないですか。これはどうですか。検討してくれませんか。

○鈴村政府委員 いまの件は、結局、その間日本軍人として臨時召集されたものとして扱うということで、向こうの期間をこちらに通算するというのではなくて、日本軍人として臨時召集された取り扱いをしておりますので、在職期間を通算というような形ではないわけでありまして、

○滝井委員 臨時召集されたものということになるれば、台湾の調査を臨時に満州国に派遣しておつたということでもこれはできるわけですか。その人数は多くないでしよう、おまわりさんたちです。しかも戦犯として抑留されておつた期間は全然入らぬわけですか。もしその人が、戦犯で抑留されておつた期間に榮養その他が悪くて、内地に帰つて結核でなくなった、精神病になったというような場合には、これは救いようがないわけですね。だからやはりそういう点は、何も戦犯で抑留されておつたといつたって、日本軍の命令、関東軍の命令でおまわりさんだつてやつておるわけですから、そういう点ではあまり差別する必要はないのではないかと、もうこの段階にすれば、そういう点はどうなつておりますか。これは最近の陳情その他が出ておるはずですか。

○鈴村政府委員 ただいま申しましたように、日満共同作戦等に参加いたしました戦死戦傷された方について、日本軍に召集されたものとして取り扱うという取り扱ひになつておりますが、ただいまお話のような満州調査となつて抑留されて、戦犯となつて死亡したというような場合には、むしろ恩給のいわゆる特別未帰還者というところで準軍属として扱える道が残されておりますので、そちらのほうで取り扱うことになると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、準軍属としてそれは恩給法の対象になるわけですね。

○鈴村政府委員 準軍属でありますれば、援護法として遺族給付金が出るわけでありまして、

○滝井委員 その場合は、恩給の関係はどうなんですか。台湾の調査としては、当然に日本の調査と同じですから恩給をもうけわけです。ところがいま言つたように、満州国に命令で行つたために、満州国のものが通算されないわけですか。そこでよわい六十歳になつてきた。ところが台湾のときだけしか見てもらえないので、満州国に抑留された期間は見てもらえないから、非常に恩給が少ないという不平が出てきておるわけですか。そうすると、軍人では満州国でも共同作戦だといふので見てもらえないといふことになる、共同作戦ならこれは戦地加算になるわけですね。そういう点で、非常におまわりさんから不平が出ておるわけですね。だからそれは、もし元気で生きておつたら恩給は一体どうなるのか。恩給がはつきりしておれば、これは病氣したり死亡した場合には、今度はそれに右へならしてすぐ出てくるわけですか。

○鈴村政府委員 いまの方が生きておられる場合には、援護法ももちろん適用はありますが、恩給法の適用もありませんが、先ほど申し上げましたように、日満共同作戦に参加して戦死されたような方についてそういう取り扱ひをしておるということ、生きておられる方については適用はないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、お話のようなケースで死亡されておられますれば、当然準軍属として遺族給付金が出る。しかしながら、生きておられれば援護法も恩給法もない、そういうことになりまして、

○滝井委員 満州国の軍人であつて共同作戦に参加して生きて歸つた人は、これは通算してくれるわけでしょう。

○鈴村政府委員 それはいたしません。○滝井委員 それはいたさないですか。そうすると、これはちよつと理論的にはおかしくなるわけですか。死んで金ももらえないというのとは、生きておつてももらえないという基礎の上に立つて考へておるわけですね。死んだ場合にはもらえないのだけれども、生きておるときにはもらえないというのとは、基礎がないといふことになるのです。砂上の樓閣になるのです。

○鈴村政府委員 なくなられた場合には遺族の方がもらわれるわけでありまして、その点は別に問題はないと思ひます。○滝井委員 それは遺族の方がもらへるけれども、それは生きておつてももらへるという形のものにもなるわけですね。しかし長年つとめておつて、満州国に行けと命令して行つた、それから抑留された、そしてようやく歸つてきたらよわい六十歳だつたといふことになると、台湾のときのものだけしか見てももらえないのですから、これは非常に不公平だと思ふのです。それでその人が台湾の調査で満州に行きたくないと言つても、これは陛下の命令じゃ、行け、こつと言われればやむを得ず行つておるわけでしょう。行つた結果が、おまえはおまわりでみんなをいじめたのだから戦犯になる、ようやく四、五年前に歸つてきたといふことになると、全くこの人は生けるしかばねみたいになつてしまつておるわけですね。そうすると、恩給は台湾の調査のときだけです、こつという形になつておるのです。だから国家の至上命令で全部動いてきておるわけですね。自分が好きこのんで行つたわけじゃないわけですね。満州国におまわりさんが足らぬから、行きなさいといふことでやられてきておるわけですね。そして抑留をされておる。そして歸つてみたらといふことでですから、何かこつというものは、やはり私は考へておく必要があると思ふのです。これはさう多くないですよ。それから妻の場合ですが、いままで妻が再婚をして実家に歸ると、妻は何ももらえなかつたわけですね。

○鈴村政府委員 さうでございませう。○滝井委員 そうすると、妻が再婚をしても内縁関係になつておるときは、いまはもらえませぬ。しかし戸籍に入ると、いまはもらえないですね。○鈴村政府委員 たゞ正式な再婚でなくとも、内縁的な事実婚であつても、そういう関係があればもらえないことになつておるわけですね。

○滝井委員 実は私もさういふ解釈をとつたのです。当然援護法でも、内縁関係にある者は事実上の婚姻関係にあるといつたてまえをとつておつた。ところがある代議士が私に最近質問をして、いまのあれは、妻が結婚をしておつても内縁関係にあればもらえない、籍に入ればもらえぬ、それはおかしいじゃないかと言われてきたわけですね。私はそんなことはないと思ふ、しかし事實はさうだ、それをひとつ解決せよ、こつというのです。

いま一つは、さいせん、結婚をしてしまつたものに返るといふまではもらえなかつたわけですね、これもおかしいじゃないか。ところが今度は、もとに返るともらえませぬ。

きここのんで行つたわけじゃないわけですね。満州国におまわりさんが足らぬから、行きなさいといふことでやられてきておるわけですね。そして抑留をされておる。そして歸つてみたらといふことでですから、何かこつというものは、やはり私は考へておく必要があると思ふのです。これはさう多くないですよ。それから妻の場合ですが、いままで妻が再婚をして実家に歸ると、妻は何ももらえなかつたわけですね。

○鈴村政府委員 一定の期限までに再婚解消をしておられる方につきましては、資格があるわけでありませう。

○滝井委員 軍人恩給の停止から遺族援護法の施行までだから、どのくらいの期間になりますか。

○鈴村政府委員 二十七年の四月三十日まで再婚を解消しておられる方はもたせませう。

○滝井委員 問題はここにもあるわけですが、どうしてその期間に再婚した人がもたせられて、その後再婚を解消してもとに返った人がもたせないのかということなのです。これはどういう理論に立っているのですか。

○鈴村政府委員 一応軍人恩給が停止になりました後、未亡人の方等が、ほかに何ら生活上の援護を受ける道がないということで再婚されるのはやむを得ない事情があると認められるわけでありませうが、ただし、そういう方が援護法の施行前に一応再婚解消されてもとのなかつた夫の霊を祭るという状態になつておられるば、これに資格を与えるほうがむしろ適当ではないかというところで認めることになったのであります。

○滝井委員 そうすると、私の意見と同じになるじやありませんか。いまの答弁ならば、再婚をしておいた人がもとに返つて夫の霊を慰めるようになれば当然上げるのが至当だということになれば、遺族援護法の施行までの期間のうちに再婚して、同期間中に離婚により当該再婚を解消している戦没者の妻等に遺族年金を支給するという、限られたものでなくともいいことになる。ところが法律は、いまの限られたものだけでしよ。

○鈴村政府委員 再婚を解消される期限を一応昭和二十七年四月三十日まで、つまり援護法の施行のときまでに一応解消しておられるという方については認めるわけでありませうが、その後いつまでも認めるという方は必ずしも適当でない、つまり戦後もう二十年近くもたつておりませうので、その間相当長い間新しい婚姻生活を続けておられる方が、いつ解消してもそういう資格があるというのではむしろおかしいのではないかと、やはり援護法施行の日というのを一つのめどにしまして、そのときに再婚解消しておられる方、そこまでを救うのがむしろ適当ではないかという考え方に立っております。

○滝井委員 御存じのとおり、援護法という法律は幾度も改正されてきていてるわけですが、そして今度もまた昭和二十二年までさかのぼるわけですね。そういうふうに、ずっとさかのぼるという法律の新しい事態が起こつてきていてるのです。それを古い昔の事態だけで区切つてしまふという事は、やはり問題があると思ひます。何も離婚を好んでするわけではないのだから、法律ができたから離婚の形態を装うなという人は、何人かおられるかもしれませんが、そんなに数は多くないわけですね。人生というものは、借老同穴でやはり二人で生活するほうがいいわけなんだから、ノーマルな状態なのですから、異常な状態をつくるというようなことは例外なんですよ。そうしますと、やはりこういう法律をつくつたところ、現実に返つておられる人は上げますというところにすれば、弊害はないわけですね。それを何も、はるかなたの昔でする必要があるのではないかと。きょう法律が

成立するならば、今日の日までにものさやに返つておる、もとの夫のところに戻つておる、こういう人はやはりやつてもいいんじゃないでしょうか。それを援護法の施行のときだ、昭和二十七年のわずかの期間だけに限るといふことは、せつかくつくつていただいたこの法律が実効性がないのですよ。一体これで何人が適用になりますか。

○鈴村政府委員 お答え申し上げます。いまの数は七百六十人でございますが、戦後もうすでに二十年近くもたつておりますので、たとえ昭和二十一年ごろ再婚されて、十数年も新しい婚姻生活をされたという方の方のことを考へてみますと、その方がたまたま最近になつて婚姻を解消されたというときには、また昔の夫の霊を祭るというやうなことで遺族年金の受給資格を得るというのには、必ずしも適切ではないのではないかと。やはり前の夫の霊を祭るという考へ方でありませうので、援護法施行の昭和二十七年四月三十日までには婚姻を解消しておられる方というところ、切るのが、むしろ妥当ではないかという感じがいたすわけでありませう。

○滝井委員 七百六十人ということでは、やはり秩序があつて、そんなに法律ができたからといって擬装して離婚をやると、そして恩給法の金をもらおうなんというさしこみ心を出す人は、そういないと思ひます。遺族の方を信頼していいと思ひます。そうしますと、昭和二十一年までさかのぼつて新しい制度をおつくりになるときは——やはり当時は、夫が死んだあととは若いわけですね。だから一族郎党みんなが、

おまえは再婚すべきだということをすめておると思ひます。そして再婚をしてみたところが、間もなく、四、五年したら、やはりもとのほうがよかつたということになつてもとおさる、もとの里に入つていくということはあり得ると思ひます。それは相当あると思ひます。何も恩給が目当てでなくて、自然の姿でそうなつてい

るという方が相当おると思ひます。そしてそれからすでに二十年の歳月が流れていくのですから、もうみんな五十近いわけですね。そうしますと、差し上げておるまで七百六十人です。さう、何万人となることはないと思ひます。だから新しい制度ができることは——せつかくこういう親切なことをおやりになるのに、軍人恩給の停止のときからその援護法の施行のときまでという期間を限つて、わずかに七百六十人を救うというやうなことでなくて、やはりもう少し期間を寛大にする必要があるのではないかと。たとえば、この法律ができるまで、そのできたきよりまでにしましよ、こういうことならば、何もこういう法律ができることを知らないわけですから、できて初めて恩典に浴する人たちというのには、みんな自然に離婚になつて、そしてもとの夫のところに戻つて仏を祭るという人の方ですから、私はそれは不自然ではないと思ひます。そうすると、こういう人はどうなるのですか。妻の二十万円の給付金をもらへることになるのですか。

○鈴村政府委員 妻の給付金は、昨年の四月一日現在で遺族年金等をいただいておる人ということでありませう。今

回新たに権利の発生する人は、給付金の受給権がないわけでありませう。
〔委員長退席 亀山委員長代理着席〕

○滝井委員 そういふうちにわずかに七百六十人の皆さん方、軍人恩給の停止から遺族援護法の施行のときまでと、こゝ限つた七百六十人の人たちは、結局妻の遺族としての権利というものは、すなわち二十万円の特別給付金の恩典にも浴せないのであるわけですね。だからさういふ点は、私はやはり浴させてやるべきだと思ひます。ほんとうは、こんなに押し詰まらな

い、前もって私に質問させてもらつたら、私たちはいまのやうなことは附則で修正を出しますよ。しかし何せ匆忙のうちに質問をさせられて、もうぎりぎりまで上げなければならぬという状態ですから、なかなかさういふ修正案が出せない。やはりさういふことは考へてやるべきだと思ひますよ。

以上で一応終わつておきます。
○亀山委員長代理 受田新吉君。
○受田委員 今度の改正案の中で問題点として指摘した数カ所について質問を申し上げ、政府の所信をたださせていただきます。

私は、この戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された昭和二十七年以来この法案に取り組まされてきたいたしたの、この法案の審査をするときには感慨無量なものがあつたのでございませうが、当時のおい立ちのときから比べると、飛躍的に改正が重ねられまして、今回の改正点などは相当行き届いた、未処遇の皆さんにも手を差し伸べているという点、確かに感謝したい政府提案であると申し上げたいのです。特に

私からもしばしば当委員会等で指摘しました問題点が、一歩一歩片づくような提案をされているという点で、私個人としても感謝したいのであります。特に私、ここで基本問題としてお尋ねしておきたいことがあるのですが、恩給法と援護法というふうに法律が二本立てになっている。恩給法は、非常にきびしい制約を持つ規定がつくられている。援護法は、ある程度幅を持っている。それぞれの特色は確かにあります。しかし基本的な考え方は、援護法も恩給法も、国家の至上命令で動員をされた、いわば国家のために奉仕されて生命をささげられ、からだを傷つけられた方々である。そういう方々を処遇するには、国家補償の原則に基づいて、基本的には同じ感覚でこの両法律案は取り扱ってべきものだと私は考えるのです。

そこで、この恩給法の精神では救われな分を援護法で拾うというような行き方ではなくて、できれば両方を同じ基準にすべきである、この考え方を保持していただきたいと思いますが、政務次官、この法案の立法の精神から見ると、いま私が指摘した重大な点は共鳴されますか、あるいは差があるのが当然だと御判断になりますか。これはたいへん大事なことでございます。

○砂原政府委員 御指摘の問題でございしますが、恩給法で制約をされておつて、それがために救済できない準軍風とかそういう方々の処遇を処理するために、援護法でこれを救済しようとして立法について格段の御配慮をいただいたわけでありまして、できるだけこうした問題は幅を縮めながら解決していきたいと考えておりますが、しかし恩

給法と援護法というものが同額になるべき性質のものかどうかという点について、なお検討を要するよう思うのでございます。大臣がお見えになりましたから……。

○受田委員 昭和二十七年の四月に援護法ができたときに、その第一条にこの法律の目的が書いてあるわけですが、これは国家補償の精神に基づき援護すると、こう書いてあるわけですが、そして、この法律ができて一年半たつてから恩給法が再出発をしたわけですが、そこで恩給法に救われる皆さんの分は恩給法に移譲しましたけれども、援護法で残された人々には、また恩給法とは受けた角度のちよつと低い処遇をお受けになつておる。スタートのときは同じであつたけれども、援護法に残された人はその後差別を受けておるわけですから、この精神は、国家補償という意味からは、大東亜戦争の機相などを見たら、もう国家の至上命令で生命をささげられ、身体を傷つけられた方々は、平等の精神で国家が補償するといふ、この考え方が基本的な考え方であければならぬと思うのですが、大臣、お疲れでございまして、御答弁をお願ひしたいのです。

○小林国務大臣 私、まあ抽象的な理論としてはさうあるべきであると思ひます。したがつて、さうな具体的な問題についても検討しなければなりませんまい、かように考えます。

○受田委員 お考えは、基本的には私の考えに御共鳴をされております。そこで指摘したい相違点を申し上げたいのです。

まず、遺族年金、一方は公務扶助料になつております。遺族年金は、今度

増額されたものは七万一千円である。公務扶助料との間に相当の開きができておるわけです。当初三万五千円當時は同じ金額であつたものが、今日、公務扶助料と二万円近く離れておるというところは、どういうところに原因があるのかをお答え願ひたいのです。事務局でも検討ございまして。

○鈴村政府委員 遺族年金と公務扶助料との関係であります。これは仰せのように、出発当初は歩調を合わせておつたわけでございますが、その後ちよつと援護法のほうの額が少なくなつたというのであります。またその後その差の約半分を解消いたしました。いまは千数百円の差があるというところでございまして。この点につきましては、将来恩給のベースアップ等の場合におきましては、援護法と十分均衡をとりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○受田委員 明快な御答弁です。この前五万円上がったときに、この問題の差が初めてついたときに私がこれを強く指摘をして、次のベースアップのときには同一にせよということ御注文をしたときにも、局長さんと同じようなお答えがあつたわけですが、差を縮めておられるけれども、やはりその差が出ている。なぜ差をつけられるかの理由に苦しみわけです。もうはつきり公務扶助料と遺族年金は同額にすべきだ、私は、はつきり提唱を申し上げておきます。

援護法では、大半の遺児が法定の十八歳になられて、英霊の子供さんの場合、適用者がほとんどなくなつたと思ふのでありますけれども、恩給法は二十歳ということになつておる。遺族の

規制年齢、この差の少なくとも十八歳から二十歳という間は非常に大事なものであつて、いまちよつと大学へ最後の英霊のお子さんが行つておるころです。最後の二年間、大学の学生として二年間救つていただいたならば助かるという子供さんがたくさんある。そういう非常に大事な時期に、この十八歳を二十歳の恩給法と同じ年齢に引き上げるということは、社会政策的な意義から言つても、人道主義から言つても非常に大きな意義があると思ふのですが、今度の改正に出ておられません理由を御説明願ひたい。

○鈴村政府委員 年齢の問題でございしますが、これは単に援護法のみならず、その他の一般の社会保障関係の法令等におきまして、一応十八歳という年齢を基準としておりました。それとの関連があるわけではございまして、將來他の制度との均衡等も考え、十分検討はいたしましたと考えております。

○受田委員 ところが他の法律は、「国家補償の精神」ということが書いてないのです。国家の至上命令で動員された皆さんの場合でございまして、なら「国家補償の精神」ということになれば、公務扶助料と同じ年齢で、他の援護関係の法律と比較検討すべき筋合いではないと思ふのでございしますが、御所見を承りたい。

○小林国務大臣 いまの問題、やはり私は検討すべき問題だと思ひます。今度の重度精神障害者の扶養手当は二十歳にしてあります。さうな例もあつて、お話しのような十八歳を二十歳という問題は、非常に大きな問題でありますから、この委員会でも今夜可決していただきます法律も二十歳ということ

にいたしておりますし、他の福祉年金なども二十歳まで延ばせ、こういう問題も出ておりますので、そういうふうな横の関連もあるし、二十歳まで延ばすのは、いろいろ例が出てきておりますから考えたと思ひます。

○受田委員 大臣、非常に英断ある御答弁です。私、この問題はこれまで多年主張したことでありまして、いま初めて大臣からこのことばをいただいた。いままでは、なかなかさういふ明快な御答弁がなかった。ちよつといま十八歳から二十歳、この二年間が非常に大事ですから。大東亜戦争が終わつて、一番最後は、胎内にあつたお子さんが二十一年にお生まれになつておる。いま一番きわどいときです。そういうときにこの二年間が延長されるにしても非常に大事な時期である。そこで私、提唱申し上げたいことは、すでに戦没者の英霊の未亡人には、給付金支給制度で二十万円、十一年でお支払いをする制度が生まれました。ところが成年に達し、援護法では十八歳、恩給法では二十歳になると、お母さんもおられない、英霊の御両親もおられないという場合は、子供さんが二十歳、十八歳になるとこの公務扶助料及び遺族年金の恩恵からははずされるわけです。ところが十八歳二十歳という辺

はまだ大学に行く途中でありますし、就職をしたとしても薄給のときです。英霊の子供さんとしてさういふ人々に、せめて私は、一人前になつて一応独立家庭を持つて安定する三十歳のころまでは、戦没者未亡人の給付金と同様に戦没者遺児特別給付金制度なるものを設けて、公務扶助料及び遺族年金

にいたしておりますし、他の福祉年金なども二十歳まで延ばせ、こういう問題も出ておりますので、そういうふうな横の関連もあるし、二十歳まで延ばすのは、いろいろ例が出てきておりますから考えたと思ひます。

○受田委員 大臣、非常に英断ある御答弁です。私、この問題はこれまで多年主張したことでありまして、いま初めて大臣からこのことばをいただいた。いままでは、なかなかさういふ明快な御答弁がなかった。ちよつといま十八歳から二十歳、この二年間が非常に大事ですから。大東亜戦争が終わつて、一番最後は、胎内にあつたお子さんが二十一年にお生まれになつておる。いま一番きわどいときです。そういうときにこの二年間が延長されるにしても非常に大事な時期である。そこで私、提唱申し上げたいことは、すでに戦没者の英霊の未亡人には、給付金支給制度で二十万円、十一年でお支払いをする制度が生まれました。ところが成年に達し、援護法では十八歳、恩給法では二十歳になると、お母さんもおられない、英霊の御両親もおられないという場合は、子供さんが二十歳、十八歳になるとこの公務扶助料及び遺族年金の恩恵からははずされるわけです。ところが十八歳二十歳という辺

の支給対象からはずされておるその家族の中の、何らの恩典に浴することができない人に、せめて三十歳くらいの一応社会的に安定した地位を確保できることまで特別の給付金——扶助料とか年金とか遺族年金とかいう形でなく、特別の給付金を支給するという制度を創設されることがきわめて意義あることだと思つてございしますが、御所見はいかがでございましょう。

○小林国務大臣 このお話は、実は私は初めてお聞きする御意見でございまして、いまだどうこうということには申し上げられませんが、私も検討すべき御意見である、かように考えます。

○受田委員 そりう制度ができましたならば、十八歳で援護法で打ち切られる皆さんも十八歳から十年間ということにもなりますし、その二年の年齢差を解消する手だてとしては名案だと私は思ふのです。これは人数等についてこそ多くなはれは思ふのです。この英霊の血筋を受けた遺児を特別給付金制度で救うという提案を、いま趣旨として御共鳴されておりますが、これは御存じのとおり大学生であるか、就職しても薄給のときで、何らの恩典に浴することができなくなつた人々にこりう制度を創設されるということとは、いま委員長代理もなすておられるわけですから、大臣、これはぜひひとつ御検討をお願いしたいと思います。事務当局で、大体戦没者未亡人特別給付金の場合には四十四万という数字が出ておりますが、遺児の場合はおおむねどのくらいの数字になりそうであるか、資料がなければつていこうです、あればある程度お示しを願ひたい。

○鈴村政府委員 お尋ねの的確な資料が実はここにございませぬが、現在、公務扶助料あるいは遺族年金等を失権している遺族が約四十万あるわけでありまふ。ただ、この四十万の中には、御指摘のような遺児だけの世帯もあると思ひますが、また逆に、両親しか遺族として残つていなかったという世帯である、その両親が死亡されて現在失権中であるという世帯もあるかと思ひます。で、この四十万の中でどれくらいがそりう世帯であるかちよつとわかりませんが、いずれにしても全体としては失権世帯は四十万あります。

○受田委員 事務当局として見られましても、やはり未亡人給付金支給法ができておる以上は、遺児の救済をするためのこの行き方というものは御共鳴していただけると思ひますから、ひとつ御検討をお願いしたいと思ふのです。

そこでもう一つは、恩給法と援護法に大きな差がある問題として、障害年金の金額にも差があるわけですから、もう一つは、敷居度において、一方に三敷症で打ち切つておるという差があるわけですから、同じ障害を受けられた方々の苦痛というものは、援護法で適用を受けられる方々といえども同様だと私は思ふのです。この差がそのまゝ容認されておる。もちろん三項症以下に一万五千元、それからおしよりのほうに三千五百円という特別加給制度はできておりますけれども、しかしながら、原則は半額だといふこの規定は問題だと思ひます。一項症で二十四万八千円、一方はその半額であるといふことでは非常に大きな開きがあるでございします。これはいかがでございませうか。

○鈴村政府委員 お話しのことにつきまして、やはり傷病恩給受給者との関係を十分考慮する必要があると思ひます。で、こゝの点について協議した上で慎重に検討したい、それからやはり傷病恩給につきましても、障害年金についてもぜひそりう措置を講じたいといふふうに考えております。

○受田委員 おしよりの間差の是正は、私から次に提唱しようと思つていたわけですが、局長さんから先に持ち出されましたけれども、これは当然のことです。一項症一〇〇としした現行制度の中では下が非常に軽くなつておる。これを一つ上に近づける配慮は、恩給法同様御検討願ひなければならぬと思ひます。なお、障害年金の敷症を三敷症で打ち切つた理由、並びに準軍國の場合の遺族給付金と障害年金とが、これまた半額であるといふこのことを是正する方策はないか、この二つについてお答え願ひます。

○鈴村政府委員 三敷症で打ち切つておられますのは、大綱においては両方同じ趣旨でございしますが、やはり一方は雇用主としての政府の責任という立場がございしますし、またこちらは社会保障的な色彩というものが加味されておりますので、そりう点から若干その間に差がついておるといふことだと思ひます。

それから準軍國の遺族給付金が遺族年金のほうの半額であるといふような点につきましては、実は昨年の改正でかなり準軍國についての処遇改善をいたしたわけでありまふが、今後とも準軍國の処遇改善については十分検討してまいりたいと思つておる次第であります。

○受田委員 この給付金の半額であるといふことは、一向改正されてないのです。これは、準軍國という名称を用ひさしていただくようになったことは前進でございしますけれども、その年金額といふものは一向変わつていない。もう一つ、遺族給付金という、遺族年金と給付金の差がついておる。この給付金という名称は私気に入らないのです。私、臨時恩給等調査会の際に、滝井さんも当時委員でございしましたけれども、将来の問題として、これは非常な考えなければならぬ問題だと当時から思つておつたわけでもございします。準軍國、学徒動員などであるすなおな子供さんたちが國に殉ぜられた、またつばみのままに散つていかれた人の御両親、御遺族に対する補償という問題は、やはり給付金でなく遺族年金として一括したお取り扱いをしてもいいのじゃないか。さしあたり金額の十分の五を前進させるならば恩給特例の十分の六という制度もあるのだし、またもつと近づければ十分の八という制度もあるわけでもございしますから、それを一歩でも前進する御配慮がされておれば私はうなづくでございします。給付金の名称は私、気に入らなせん。遺族年金として統一すべきだと思ひます。御所見をお伺ひいたします。

○鈴村政府委員 御承知のように、遺族給付金は最初は年金でなかつたわけでありまふので、そりう関係もありまして給付金という名前がつけられた

といふことだと思ひます。ところがその後に、給付金もいわゆる年金に変わりましたわけでありまふが、名称は依然としてそのままでありまふ。ただ現在十分の五になっておる額につきましても、過去にいろいろ検討したこともございします。また将来十分検討してまいりたいといふふうに考えておる次第でございします。

○受田委員 局長さんは非常にまじめな方でありまふから、ここで私が発言することは初耳がたぐさんあると思ひますけれども、非常にすなおなお考えを持たれるだけに、私が提唱している問題はひとつ熱心にお聞き取り願ひたい。大臣も非常にすなおにお受け取りいただく方でありまふから、すなおなお取り扱いをしていただくことをお願いしておきます。

ここで、今度の改正案の中に、幾つか英断をふるつておられる節を拜見しております。その一つの例は、公務死の範囲を拡大してのこと、また支那事変にさかのぼつて措置されておること、関連疾病もお取り扱いをされておること、いろいろな点で敬意を表するでございしますけれども、こゝで問題がある。それは先ほど社会党の滝井委員からも指摘されたような差等の問題もありまふけれども、今度の遺族の範囲を伸ばす問題について一つの問題があるわけですから、一例は再婚解消後の妻に対する遺族年金の支給、このことはフランス等の立法例などを見ましても、むしろ恩給法にかして差し上げるほうがいいのじゃないか。つまり、いままで恩給法の恩典を受けておつた人を、結婚したからといふので

削除されたわけですから、復活するにすれば、恩給法の適用の中へいくべきではないかと思うのでございますが、御所見を伺いたい。なぜ援護法でお取り扱いになったか。

○鈴村政府委員 やはりこれは、援護法として取り上げるのがこの性格上適当であるという考え方で、援護法で取り上げた次第であります。

○受田委員 その基準は何かです。英霊の祭祀をされておる途中で、経済上の事情などで戦後の混乱の中で結婚されたけれども、結婚を解消されてお歸りになったお方は英霊のうちであり、英霊の妻として、またもとのところへ歸っておられるのです。それを援護法のほうへお取り扱いになるという根拠は、援護法のほうが適当であるという根拠では、これは何でも適当であると言えはそれまででございますから、立法理由というものを明らかにしないと納得できないのでございますが……

○鈴村政府委員 再度のお尋ねでありますけれども、やはりわれわれとしては、現在の援護法の性格からいたしまして、援護法で救済することが一番適当であるというふうに考えた次第であります。

○受田委員 それ以上追及をしますまい。お立場もあるようでございますから、私の気持ちだけを十分くんでいただければけっこうでございます。

もう一つ、この遺族の範囲拡大の中に、一つ漏れているものがあるわけですが、それは、今度の範囲拡大の中に、別戸籍の父母、祖父母、孫等に遺族年金を支給する規定ができたのでございませうけれども、実際は英霊を自分の子

供として育てた実父母でない、もらい子があるとか、あるいは特別の關係で自分の子供として育てて大きくして、それが召集を受け戦死されたという、その事実上の親の立場で子供を育てられた英霊の養い親という立場の方が救われていないわけなんです。これはその御本人にとつたならば、英霊をほんとうに命がけで育てて、それがもぎ取られたということになれば、実父母に変わらぬ立場の方でございますが、こういう方々、これは旧民法と新民法の關係等もあつて、お取り扱い上の問題がひそんでおりますけれども、事実上さういふ方の現状というものは非常にさみしいものがあろうと思うのです。

幾つもの例を取り上げたいのでございませうが、この一例だけを、未処遇の中の、子供さんをほんとうの子供として育ててきた実父母でない親、これを救済する手はないか。これは援護法であれば幅を持った解釈ができるはずでございます。

○鈴村政府委員 私どもが、個々のケースにつきましていろいろ申請がある中で、現在将来の問題として考えておりますことは、旧民法時代にありましたいわけのまま親子の關係でありませう、然る親子關係であります。これが新民法になりましたから親子關係として認められなくなつたということ、また母であつた方が何らか救われていないという事例がございまして、やはりこういう關係は、将来何とか考えていくべきじゃないかというふうに考えておる次第であります。いまお話しした事実上の親子關係にあつた者というもののつきましては、その事實關係の認定というものは、かなりむずかしいのでは

ないかというふうに考えられますので、十分先ほどの親子關係を考慮する際にあわせて検討はいたしたいと思ひます。

○受田委員 事實婚として事実上の親子關係がつくられた者は、旧民法においては、一度入籍しておれば救われることになっておる。しかし、いまのようない新民法では、その点について行政上の措置がなかなかむずかしい。しかし、何かの方法でさういふ關係を救済する特別措置ができるのです。たとえば未帰還者に対して、厚生大臣は、現状では小林さんは、失踪の民法規定があるにかかわらず、戦時死亡宣言をする権限が与えられておるのです。これは特別立法です。こういう特殊規定もいま生まれてゐるわけでございますから、事實上の親子關係にあつたさういふ不幸な御両親というものは、ほんとうの子供として育て、目に入れても痛くない子供として育てた子供さん、やはりいま局長さんが指摘されたような何らかの方法で救済されるように、大臣ひとつ御考慮をお願いしておきます。よろしくございませうか。

○小林国務大臣 この問題は、ぜひ検討させていただきますと思ひます。

○受田委員 私、別に政府当局を困らせるような発言をしておらないつもりです。非常にまじめな立場で、真実を訴えて、未処遇の皆さんの問題解決に真剣に取組んでいただきたいという意味を申し上げて、すなおにお答え願つてゐる、うるわしい質疑応答であることを天下に宣言したいと思ひます。この点、ひとつ熱心に御検討をお願いいたします。

今度はすいぶんたくさん改正をされて膨大な規定が改められておるわけでございますが、この未帰還者留守家族關係で一言お尋ねを申し上げておきます。現に未帰還者である数字は、先般本委員から指摘されておつたようでございますから、私、数字をお聞いしません。この未帰還者の中で、戦時死亡宣言をお取り扱いになった件数が幾つあるか、これをまずお答え願ひます。これは新しい質問でございます。

〔亀山委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴村政府委員 本年四月一日現在で、一万五千二百九名につきまして宣告が確定いたしております。

○受田委員 相当な数字を戦時死亡宣言にして、民法規定の特別措置をされておられる。その方々は、その瞬間から遺族年金あるいは公務扶助料に切りかえられておる。しかし、残された方々は、これはいま八千幾らや数字をお示しになられたようでありませうが、依然として未帰還者留守家族援護法のお手当を、留守家族手当をお受けになつておられる。そしてその方々は、生死不明の自分の肉親に戦時死亡宣言をしてももらいたくない、生きておるといふ確信を持つて未帰還調査を要望しておられるわけですが、未帰還調査の進捗状況、目下援護局の調査課が御担当されておると思ひますが、引き続き未帰還者の実態調査というところをどういふ形で取組んでおられるか、お答えを願ひます。

○鈴村政府委員 一万五千二百九名戦時死亡宣告が確定したと申し上げましたが、四月一日現在で八千五十七人の未帰還者がまだあるわけですが、われわれ

は、この未帰還者の調査につきましては、八千五十七名のほかに一万五千二百九名という方が戦時死亡宣告はされておりますが、やはりこれはわれわれの未帰還者の調査の仕事の対象にすべき方々であるというところで、合計二万三千余の方々を未帰還調査の対象にいたしておるわけでありませうが、新たに新年度の各県におきます重要な事項の一つといたしまして、未帰還者の調査をさらに徹底してやる、あるいはその新しい把握にさらに努力をするというところで、特に来週月曜の全国の課長會議におきまして、この点は強く指示いたしたいというふうに考えておる次第であります。幸いに未帰還調査協議會というふうな団体も誕生いたしまして、この仕事を特に御協力いただいておりますので、われわれも非常に心強く感じておる次第であります。この八千五十七名といううちで、生存の可能性があると考えられます者が大体三千七百名おられるわけでありまして、あとの方は非常に生存の可能性が少いという状況になっております。

未帰還調査の予算は、毎年、このところ大体七百万あるいは八百万という程度でございませうが、全力をあげてこの問題の解決に尽くしておるというところであります。具体的には既帰還者からの多面的な資料をいただくとか、あるいは現地通信の把握によるもの、あるいは国内調査、それから關係当事国との外交折衝、あるいは赤十字社のルートによる話し合いというふうなこと、できるだけの手を打つてきたつもりでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、本年度はそのため積極的に努力を傾けたい、こ

ういうように考えておる次第であります。

○受田委員 これは人道上の問題として、死不明の方々の実態を明らかにして、御遺族あるいは御家族を安心さして差し上げるように——これは少々の金がかかっても私はいいと思うのです。こういうところに金がかかるといふのは、国民は納得します。したがって、ソ連や中共へ政府の職員が直接出かけられて、墓参の方々のお手伝いをされながら実態調査をやるというようなこと、これはたとえ国交が回復してない国であつたとしても、こういう問題には積極的にお取り組みになつて私にはけっこうだと思ふのです。現に、私たちが協議会というものをいま大いに育てようと思つておるわけでもありません。けれども、未帰還者の実態調査をはかりながら、いかにして実態を明らかにするかと、これは、これは予算など惜しみなく使わなければならぬと私は感じておるのです。大臣、ついでに私も中共から墓参の方々が大きいお歸りになりましたが、その御遺族の行かれた戦犯の処刑の場所とかお墓へ参られて、その付近にあつた石ころを拾つて、遺族がなくなつた英霊をしのぶようにして歸つておられます。これは胸に迫る思いでございす。こういうことを考えるときに、その未帰還者の留守家族の気持ち、戦時死亡宣告をされた方も、いつまた歸つてくるかもしれないという希望を持っておられる、そういう方々のためにせつかく骨を折つていただいて、外交上の努力などもしつかりされて、墓参等も、中共、ソ連あるいは南方諸地

域、この遺骨収集とあわせて墓参をどんどん皆さんに奨励する。そのためには、もうこういうことは国も打ち切るというのではなくして、これから引き継ぎ国家がお手伝いをしてあげて墓参を進めていく、同時に、未帰還者の実態調査をするということにお骨折りをくださいませ。よろしゅうございす。

○小林国務大臣 了承いたしました。

○受田委員 ここで関連的な問題が一つあるわけですが、私、これまで二回ほど委員会を指摘して、そのまゝになつていいる問題がある。それは韓国人、北朝鮮人あるいは台湾人等で、戦後外国人になつた英霊の御家族に対しては、法律の定めるところによつて、遺族年金も公務扶助料も支給されてない。しかし、なくなられた当時は、日本軍人として召集を受け、日本軍人として戦死しておる。そういういふ場合は外国人になつてゐるけれども、しかし現に日本に住んで、現に韓国人などはみんな日本に住んで、その英霊のみたまを祭つてある靖国神社にも参拝しておる。靖国に祭られてゐる方もたくさんある。しかしながら、外国人であるということ、これを法律の規定で削除するといふやり方ではなくて、外国人になつたとしても日本軍人としてなくなつた方々には、やはり扶助料、遺族年金を差し上げて、かつての祖国に尽くされた、戦死された人に対する霊に報いるといふことは、これは非常に大事なことである。日韓交渉の請求権に關係することだといふような、そういうけちな考えをせぬで、こういうことを先にお取り計らいをしておいても、韓国人にしても、台湾人にしても、北朝鮮人にしても

決して憎みはせぬ、感謝こそすれ憎まない。こういう善政は、そういう外交交渉などの請求権にそれを含めてなんの自発的なことなどないやうなところから、おこるものではないのですから、こういうことは、特にいま日本国に住んでおつて生活保護法の適用を受けるような不幸な、いまは他国人になつてゐるかつての日本人、かつての日本軍人として戦死した英霊の家族を救済するといふ非常措置をおとりになる必要はないか。これは私、たいへんな問題であると思ひますので、外交交渉などというさうでもないことではなくて、独自の見解で御処理されても、決してだれもお日本の高い人道主義に敬意を表されると思ふのです。国務大臣として小林先生、これは閣議で御主張されて、日韓交渉の請求権の問題とは別個に、ひとつ独自の見解で何とかならぬものかといふこと——これはあなたにはなかなかむずかしい課題かと思ひますけれども、国務大臣でいらつしやる小林先生には御発言し得る、他の事務当局には御発言がでない問題です。

それから、いま外国人に籍を移された英霊の数がどれくらいありますか、お調べになつておられますか、また、その中で靖国神社に奉祀されておる数字はどのくらいあるか、これは御調査ができておりませんか。

○鈴木政府委員 ちよつといまここに数字を持ち合わせておりませんのでございす。

○受田委員 御無理は申し上げませんが、これはぜひひとつ数字を明らかにして、これに伴う予算はどのくらい必要であるかといふことなど、これも外交交渉を抜きにして、独断による日本の英断を世界に示していただきたい。これはひとつ、ぜひ小林さん御在任中に実現をさせていただきたい。国際關係においても非常にいい影響を及ぼします。御善処方を要望申し上げます。

○小林国務大臣 ただいまの御意見は、ごもつともな点もあり、過日の閣議においてこの問題が出て議論がされておりました、検討すべき問題としていま扱つております。

戦傷病者特別援護法が昨年の国会で成立したのでございすけれども、これは御存じのとおり、一応法律の体系を一本化したというだけであつて、まだ善処をすべき幾多の問題がひそんでおるわけですが、これは小沢委員から出たように何つておりますが、戦傷病者のお世話をする相談員の設置の提案もあつたやうであります、この問題は、やはり私も戦傷病者の皆さんのお手助けを手続上しておる途中でも感じ手助けであります、技術的なかなかなむずかしい、書類の調製などなかなか骨が折れる、しろうとではなかなか

まくいかないのです。そういうときに、一応こういう手続上の経験を持つ有能な方々にお骨折りを願つて、手続上の相談相手になつてあげる。いまこれを県単位に処理されておられますので、ほかの社会福祉関係とは違つて、社会福祉事務所それぞれこの担当職員がおるわけではないわけでもございすから、これに詳しい人はおらぬわけですから、せめて各社会福祉事務所単位に一人ぐらいの相談員を委嘱される——今国会の母子福祉法の中には、初め衆議院では非常勤だけでございすことができて、つい二、三日前に通つたわけですが、戦傷病者にも非常勤、やむを得ないところでは非常勤の相談員といふものを、各福祉事務所単位ぐらいに、一人ぐらいは設置されるということにぜひ必要だと思ふのです。小林さん、けつこうでございすでしょうか。

○鈴木政府委員 来年度におきましては、ぜひこれを予算化したしまして、何とか設置するようにいたしたいといふふうに考えております。

○受田委員 それを設けられる基準を、せめて各社会福祉事務所単位に一人ぐらいの割合の人数をひとつ私要望し、またそれに対しては、手続上の経験を持つといふことになればやはり該当者の中から任命されるのが、半職経験者としても一番適格であるといふ点も、私申し入れさせていただきたいと思ふのです。この点もお含みを願つて、御答弁願ひます。

○鈴木政府委員 將來そういうものの設置あるいは任命等につきましては、仰せの点、十分参考にいたして検討したいと思ひます。

○受田委員 非常に真剣に取組まれた態度を伺って、敬意を表します。

ところが、もう一つ問題は、戦傷病者の皆さんが、自力更生の意味でみずからの力で立ち上がろうという意欲を持って、お互い金を出し合い、また皆さんの御協力もいただいて会館を建設しようという計画もあるようです。

これは私、すなおに受け取ってあげなければならぬと思うのです。現に動員学徒援護会のはうには一千五百万円の財政措置をして、これに類した措置をされておるわけですが、そういう計画を進める上に、戦傷病者のみずから生き抜こうとするたくましい意欲を大いに助成するという意味から、そういう場合に国家予算のお手伝いなどもするというのが可能であるかどうか。これも、特に自力更生をしようとする意欲に燃えた皆さんに対して、政府が誘い水をかけてあげるといふ心がけは、愛情ある厚生省の政治としては大事なことだと思ふのですけれども、御答弁願います。

○鈴村政府委員 日本傷疾軍人会におきまして、東京に戦傷病者会館を建設されるような計画があるように聞いておりますので、政府としまして、これが国庫補助等につきまして十分検討いたしましたというふうに考えております。

○受田委員 非常に誠意のある御答弁です。こうした財団法人的な性格を持ったまじめな機関に対しての国庫補助は、国民も納得することだと思いますので、ぜひひとつ御決定を願いたいと思う。

ここで法律案に戻って、こまかい問題に二、三触れておきたい点があります。

す。今度の改正点で、未帰還者が死亡の事実が判明するという場合に、葬祭料の額をちよつと引き上げたのですね。この程度の増額で一体お葬式ができるかどうかという問題があるわけなんです。このちよつとナンセンスの増額の理由を御説明願いたいのです。

○鈴村政府委員 もちろん、今度の引き上げ額は必ずしも十分であるとは申しませんが、他の制度における葬祭料との均衡を考慮いたしまして、一千円引き上げることとしたわけでありす。

○受田委員 いまだ千円というのは、お花を二、三本立てたらなくなるのです。時代が変わっているのですから、これもひとつ思い切った措置をされても、決して国民が納得しないことではないわけなんです。未帰還者であると思つていた方がなくなつたと思つたときに、その御遺族に対する葬祭料は、やはり相当額の思い切った増額措置をされてしかるべきではなかつたか。これはチャンスですから、もう援護法ができた年から十二年もたつて、今日情勢が変わつておるのですから、それから遺骨の引き取りの旅費、こつといふものもひとつ改定されて、静かに英霊となつて歸られた方と一晩一緒に休まれて、英霊と一緒に歸られるという、そういう遺骨を引き取る際の旅費の改定なども、ひとつ一緒にあわせてもつと奪発していただきたいと思ふのですけれども、これは何とかありませんか。

○鈴村政府委員 われわれとしても、この増額等については将来ともできるだけ努力したいと考えておりますが、他の制度におけるかようなものの額と

の関係がございますので、やはりそういうものとの均衡を考へつづき善処してまいりたいというふうに考えております。

○受田委員 これは私、たびたび指摘して申しわけない、どういふことでございすが、国家補償の精神に基づくものと、それからしからざるもの——もちろん未帰還者の中には一般邦人がある中で、一般邦人の場合は国家補償の精神ではない、こつおつしやればお話し別です。しかし国の責任の戦争処理に伴う犠牲者に対して、これは国家補償の精神というものを、未帰還者留守家族にも同様に適用していいわけですか。

未帰還者留守家族の法律には「国の責任において」と書いてある。国家補償というこゝろは、変わつておるのです。国の責任というこゝろは、やはり私は国家補償の精神と同様に据え置く精神と理解をされてもらいたいのですが、政府としては、国の責任、国家補償の精神、これは同等の取り扱いと了解をしようと思つておるわけですが、いかがでございましょう。

○鈴村政府委員 さように考えてまいりたいと思ひます。

○受田委員 きわめてはつきりしておられます。そのとおりです。これは法律の文章を、私当時、未帰還者留守家族等援護法のときに、国の責任といふことは適当でないという質問をした記憶があるわけですが、いま局長さんは全く同等に考へるということ、非常に前進しております。したがつて、一般邦人の場合もそうした国の責任で不幸な状態になつた方々でありますので、ひとつ同等の精神でお取

り扱いを願ひたい。適当な機会にさらにいま申し上げました遺骨引き取り旅費、葬祭料をひとつ大幅に増額してあげて、もう経済も安定しておる、開放の機会に未帰還者の留守家族の方々の中で、死亡という悲しい現実によつた方々をひとつお救いをして差し上げたいと思ひます。

きょうは、法律論争をされる方で法制局がおられるときに都合がいいのでございすが、私、通告を忘れたので、厚生省のお考えをひとつたしめてみたいと思ひます。

それは、靖国神社と千鳥ヶ淵の墓苑。この二つの英霊を祭る機関がありす。千鳥ヶ淵墓苑は、厚生省が御尽力をされてつくれたわけですが、これをきつても、この墓苑はいま御所管が国立公園部の中に入つておるので、援護局長さんとしては御答弁がなかなかむずかしいでしょうが、大臣としては、これはちよつと質問の通告をしておけばよかつた問題でございすけれども、いままでお聞き取りになつて、お考えの範囲内でけつこうでございすが、千鳥ヶ淵墓苑の性格と靖国神社の性格といふもの、これは英霊をお祭りしている立場では同じ精神ではございすけれども、靖国神社には氏名のつきりわかつた方が奉祀されてある。千鳥ヶ淵墓苑では、姓名のわかつた方もあるけれども、無名の方もおられる。しかし千鳥ヶ淵墓苑の考え方といふものは、各地域における英霊の象徴的なものをお祭りしてある墓苑であつて、了解をさしていただきたいのでございすが、これは厚生大臣、大体そういう英霊の象徴的な奉祀された墓苑

である、これは厚生大臣が草葉集のころにお始めになられて、いま毎年お祭りされておるわけですが、これはあなたの御所管の中で非常にいま参拝者も多くなつておるわけですが、そういう判断でよろしうございすか。

○小林国務大臣 これはただいま受田委員がお話しのように、象徴的な遺骨を各地から収集して、お祭りしてあるといふふうに考へております。

○受田委員 私、この靖国神社のお名前前のわかつた方々をはつきりお祭りしてあるところ、象徴的な立場でお祭りしてある、この二つの英霊のお祭りしてあるところがあることは、けつこうだと思ふのです。諸外国にも無名戦士の墓と英霊をお祭りしたところがありまして、そこに旅行される方々も参拝をするといふ風風がある。日本の場合も、そういう意味で靖国神社も千鳥ヶ淵墓苑にも、諸外国の日本旅行者が、きれいな気持ちで参拝をしてもよろうな方向に持つていかなければならぬと思ふのです。

そこで、靖国神社の問題として、憲法の二カ条にわたる立場からの、現状を国家護持にすることは困難であるといふ法制局の意見が一応出ておるので、すけれども、しかし厚生省としては、また御遺族をお守りになるお立場の役所でございすから、国家護持の性格といふものを何かの形、靖国神社の国家護持の性格を、国民全体の尊敬できるような形を事実問題としてつていたいく、これは非常に問題が重大でございすけれども、何かの形で国全体が、祖国に殉ぜられた方々をお祭りするという形に持つていける方法はない

か。大臣としても、一応日ごろ考えておられることだと思ひますので、御所見を伺いたいと思ひます。

○小林国務大臣 この問題は、今日私からはつきりしたことを申し上げるのには適当でない、こういふふうに考えております。私個人の意見は持つておりませんが、政府としてどうか、こう言うことは差し控えたいと思ひます。

○受田委員 よろしゅうございませう。政府として態度がきまつていないというところでありませう。しかし、すなおな国民感情から、よし一部に異論はありませうとも、これは国全体の立場から見て、祖国に殉ぜられた方々を国が守りしめる、お祭りするといふ行き方は、これは決して特定の宗教法人などという議論で解決すべき問題じゃないと思ひます。ひとつ大所高所から、この問題はあまりむずかしい政治問題と考へないで、すなおな考へ方であつてこれを処断される、法制局に対して、そういう意味でひとつすなおな考へ方であつて処断されることを要望申し上げておきます。

いま個々の問題に就いていさかしたわけではございませうが、ここでもう一つ、いま比率の問題に關係する恩給特例法なるものがあるわけだ。内地平病死、この方に対する十分の六という比率の規定ができておるのでございませうが、これはどうでしょうか、局長さん、この十分の六という、当時内地で平病死されたんだからという軽い気持ちで、何とか処遇したいという気持ちでスタートしたと思ひますのですけれども、この十分の六とか十分の五とかいふこの比率は、一つ問題があると思ひます。英霊としてお取り扱いをする

以上は、そこへ一つの線にまとめる方向へ前進しなければならぬと思ひますのでございませうけれども、これは遺族給年金にもつながる問題です。それから先ほど滝井委員から指摘された、支那事案の場合の十分の六にも關係する問題です。同じ立場で英霊となり、身体障害者となつた方々たちにも、そういう問題の解決の大目標のもとに、同一水準に置くといふ形をおとりになる方向が、国家に殉ぜられた方々に対する取り扱ひとしては公平ではないかと思ひます。これは御答弁はむづかしいのでございませうか。これはひとつ大臣から御答弁願ひませうか。

○小林国務大臣 ただいまのことは、ひとつ今後の問題として検討させていたしたいと思ひます。

○受田委員 一応私の提案した方向へ検討させていただくことでございませうか、いかがでございませうか。

○小林国務大臣 お話しのような方向へ向かうように検討いたしたいと思ひます。

○受田委員 御意思のほどがはつきりしました。

引き上げられるつど、国民年金の改正をあらわして行なつて、併給制度はこれを存置するといふたてまでであつて、なるのか、これは一般社会保険制度の社会保険的な性格のものとの關係で非常に参加になることでございませうので、いま私が申し上げた方向をひとつお示し願ひたい。

○小林国務大臣 これは、方向としては併給の制度を存置するといふ、こういう方向で考へなければならぬまいと思ひております。

○受田委員 その方向もはつきりしてあります。私、非常に納得していただきます。

私、ここで特にこの際、政府の見解を明らかにさせていたしたいと思ひます。大東亜戦争の機相が、これは決してそれ以前の日清、日露などと違つたいわば全面戦争であつた。したがつて、全面戦争の機相の中に、国家の至上命令で動いたといふ意味において、なくなられた方も傷つた方も、同じ立場で生命をささげられ、からだを傷つけられておる、こういう考へ方を基本的にはつきりとして確認をさせていただきます。その中に、さつき申し上げた恩給法と援護法の差等解消といふ問題も含むし、今後の未処遇者の処遇といふ問題も含みます。この基本的な考へ方さえはつきりしてい

とでありませうが、これからまたいろいろの考へ方があり得る、いまのままですべての考へが停止するものとは思ひませんが、この際すくなくとも了承したとは申し上げかねる、こういうふうに思ひます。

○受田委員 それは大臣、すなおにお考へになられたらいいのです、別にそれはあつて足るような問題ではないのですから、いろいろな形で国家の至上命令が発動されておる、その方々に対する処遇を同じ水準にするといふ、先ずから、ひとつその点を御検討願ひたいと思ひます。

そこでもう一つ、基本的な大きな問題があるのです。ベースアップに伴う措置、これは私、お尋ねする大事な問題に取り上げておるのです。これは恩給法と關係を持ちますので、厚生省の側ではどうお考へになるかの御答弁を願ひたいわけなんです。もう物価上昇と国民生活の高度化といふ点は動かすことができません。したがつて、公務扶助料と対応する遺族年金あるいは未帰還者の留守家族手当、こういうものが、もういまの水準で適當であるといふ段階ではないわけなんです。公務員扶助料がこれ、遺族年金を上げるといふ意味ではなく、むしろ厚生省のほうから、社会生活を上へにおいて現在の年金ではとても遺族の生活を保障し、あるいは傷病軍人の不自由なからだを動かしての社会生活は困難である。このあたりで、物価上昇に伴つたのであるから、ひとつ思い切つた年金及び扶助料の増額措置をする段階ではないか。公務員扶助料の増額を待

つという意味ではなくして、そういう国民生活の面からの適當な年金額、手当額の昇給といふものをお考へになる時期が来ておると思ひます。これは、国民生活に直結するお役所である厚生省の側からむしろ声を出していただくほうが、へ理屈を言う役所よりはるかに効果があると思ひますのでございませうが、ひとつお答へ願ひます。

○小林国務大臣 これはもう一般問題として、さういふ考へでいくべきだ、かように考へております。遺族年金に限らず、いろいろな問題がほかにもあります。それらのベースアップといふようなことは考へなければならぬ、このように考へております。

○受田委員 これは一般問題という形であればそれまででございませうけれども、やはりそこに國の至上命令で動いた立場の皆さんの側から見ると、そこにまた別の観点からの要望が出てきておるわけなんです。一般問題は當然考へなければいけません。しかし、いまの遺族年金あるいは障害年金が適當な額であるといふ立場を一般の問題と考へないでお考へになる考へ方、一般の問題は一般の問題として當然考へなければいけませんけれども、そういう特別の立場を考慮した御処置といふものが必要な時期ではございませうでしょうか。

○小林国務大臣 これはまあお話のとおりと思ひます。

○受田委員 これはこの十月から遺族年金の残り半分が引き上げられるわけなんです。もう次の段階として、来年度予算にひとつ思い切つた措置をされることを、むしろ厚生省の側から推進をされるように希望する。同時に、これは一般の物価上昇、公務員のベースアップ、

こういう問題に終始追っかけていかねければならない大事な問題でもあるわけでございますから、そうした現職の公務員の昇給昇格よりもあまりにもかけ離れた、取り残された立場に置かれたいように、きわめて接近した立場で終始これに追っかけていく、そういうスライド的な性格をもって年金額というものがふえていくように御配慮される必要はないでしょうか。これは国務大臣としてのお考えがあると思ひます。

○小林国務大臣 スライド制の問題は、ほかにもいろいろ問題がありまして、私は、考え方として、やはり何らか具体的にスライドのことを考えなければならぬということで、これらの問題も関係の向きで検討をいたしておるわけでございます。

○受田委員 スライドの問題もあわせて検討しておられる。そこで御期待を申し上げたいのは、来年度予算にこの問題の大幅な処遇改善の結論を出したいだくように、閣僚の一人として御推進を願ひたい。

いま一つ、これは事務局で検討しておりますが、遺族年金及び障害年金並びに留守家族手当等の支給状況、そして書類不備等によって手続上却下され、あるいは不服申し立てによる取り扱いをされる等、最近非常に困難な問題だけが残つておると思ひます。いま厚生省でお取り扱いになられておる遺族年金、遺族給付金、それから障害年金の未処理の、しかしながら進達をされている書類がどれだけ残つてゐるか、その残つてゐる書類の中身はどういうようなものがあるか、お答えを願ひたいのです。

○八木説明員 援護法関係の遺族年金につきましては、未確定の件数が、この月の一月一日現在で一千三百六十八件でございます。障害年金につきましては、同じくこの月の一月一日現在で六十二件が未確定になっております。それから、この未確定のおもな理由でございますが、当時の物証資料等がなかなか集まらないというふうな問題もございまして、最近になりまして資料等が整つて、新しく出てきたというふうなケースもあるわけでございます。

○受田委員 未帰還者留守家族手当の軍人軍属並びに一般法人別による数字をお示し願ひたいと思ひます。

○八木説明員 留守家族手当の現在の受給者の調べでございますが、軍人につきましては三十九年四月一日現在で十二名、法人につきましては五十一名、計六十三名でございます。

○受田委員 未帰還者留守家族手当がいまの未帰還者の数の中で非常に少ないわけですが、その手当申請に疑義があるというので、手当を出してないない向きがあるわけでございますね。

○八木説明員 未帰還者留守家族手当につきましては、援護法の未確定状況と異なりまして、疑義があるからというので支給対象外になつてゐるというの、ほとんどないというふうに承知しております。

○受田委員 大体これははつきりしておるわけだけれども、やはりそこに所在が明確でないというふうなので疑義が起つてゐるわけがあるかと思ひます。私は思つてゐるわけなんです、これはもうむしろ在外事実だけを何かの形で証明することですべてが救われると思ひます。ただ、ここで未確定の千三百六十八件という援護法関係の分、この中でさらに聞き出したのは準軍属、特に準軍属遺族生計主体者という制限を一応抹殺したわけでございますが、その軍人軍属、準軍属別の数字をひとつ示していただきたいと思います。

○八木説明員 未確定件数千三百六十八件のうち、軍人につきましては四百七十七件、軍属につきましては六百六十七件、準軍属につきましては七百三十一件という数字になっております。

○受田委員 この未確定の処理の中で、私、ここで特に行政措置上御配慮願ひたい幾つかの問題を指摘したいのです。たとえば公務性がはつきりしないというふうなことで、あるいは証明の不備というふうなことで、もうだれが見ても遺族として、軍属としてお祭りもしてある、葬式もやつてある、こういうふうなものであつて、なおかつ書類不備のためにこれが取り残されておるというのが私はたくさんありだと思ひます。このときに、そういう書類上の不備を何かの形で、たとえば市町村長の証明、民生委員その他社会的に信頼のある人の証明等の、これにかつての形のものでこれを御措置されるといふ御用意がないだろうか、そういうことによつてこの未確定の、これは公務扶助料にも波及するわけでございますが、御相談をされて、未確定、すでに地方の世話課から進達してあるというものについては、幅広く行政措置によつてこれをお救ひになるかと思ひます。これについての未確定の非常に困難とされている事情、及び私がいま

指摘しました特別の高度の行政措置、政治配慮と言つてもいいと思ひます。が、こういうものによつて未確定の解決を急ぐ方向をおとりになるべきじゃないかと思ひます。御答弁願ひます。

○八木説明員 先生御指摘のとおり、現在千三百件の未確定の案件があるわけでございますが、私どもといたしましては、待つておられます遺族の方々のためにできるだけ早い促進をはかりまして、法的な立証書類等がないものにつかまして、できるだけ何らかの方法で、たとえば都道府県あるいは市町村を通じまして職員が現地の実地調査をするというふうな方法も場合によつてはとりまして、できるだけ裁定を促進したいというふうなことを考へておる次第でございます。

○受田委員 この未確定の中には、すでに弔慰金をもらつた人がほとんど全部でございます。これははつきりしますね。

○八木説明員 弔慰金の支給対象になつてゐる方は、ほとんどこの中には入つていない数字であるというふうに入つて承願したいと思ひます。

○受田委員 弔慰金を一たびもらつておる、これは昭和二十七年当時の法律のときには、弔慰金を全部の方に差し上げたわけですね。そのとき漏れた方はもういないわけですか、その当時から懸案の分は……。

○八木説明員 ただいまの答弁、必ずしも十分でなかつたのでございますが、弔慰金の支給対象になつておらなかつたという方がこの未確定の中に入つておるわけでございますので、すでに弔慰金の支給の対象になつておつたという方々につきましては、この数字の

中には入つておらないというわけでございます。

○受田委員 それがあるのです。つまり、弔慰金はもらつたけれども年金も扶助料ももらえない、こういう方が当然あるわけですね。おありでしょうか。だから、その弔慰金をもらつた方は、すでに一応弔慰金をいただくときの認定資料があるわけですね。それをもとにされて弔慰金は差し上げるけれども、年金は差し上げられない、こういう立場の方というものは、弔慰金を差し上げた方には救われる要素が入つておるわけですから、そういうことを前提に、いま最後に御答弁いただいたように、できるだけの配慮をして未確定の全面処理をしたい、こういう御配慮を——これは、はつきりここで申し上げますが、少々政治的配慮でござい

ます。お国のためになくなられたというだけで、一応お世話課から上がつてきた書類は、いろいろな点でもう大衆が認めてゐる御遺族でございますので、その点をお含みの上、御配慮をお願いしたいと思ひます。

なお、時間があるようですから、この機会に総ざらいをします。民社党に久しぶりに長時間の質問時間を与えていただいたわけで、非常にありがたい機会に、残された問題を総ざらいしてお尋ねをさせていただきます。日ごろから、私、こういう機会にお尋ねをぜひいたしておきたい問題が幾つかあるわけでございますが、特にこの戦傷病者戦没者遺族等の援護法は、厚生省としても非常に熱心に取り組まれ、引揚援護庁、引揚援護局、さらに援護局と時の流れを追いながらも、非常に熱心に御処理をいただいて、少なくとも

も戦後処理の大事な英霊諸君については、厚生省がすいぶん御尽力をいたしたことは私はよく認めます。

そこで、そのとうとい御努力のあとを、この機会にすばつとりつぱな答えを出して、問題の処理をはかっておいて、歴史に残る援護局の事業として後世にとどめてもらいたいのですが、援護局としては、この未帰還者及び戦傷病者戦没者の処遇の今後の見直し、事務量から見ても、今後の見直しをどういうふうに行うにいたしておられるかというところ、これは行政上の問題として、事務局からくる援護局のお仕事というものは、局長さんが十分御承知いただいております。特に、いま私が指摘したこの援護法関係の事務量の将来の見直しをお答え願いたいのです。

○鈴木政府委員 本年の一月の閣議決定で、戦没者の叙勲を行なうことになりました。この二百万有余の戦没者の方の叙勲を、一応五カ年で終わるというところになっております。ところが、現実には始めてみますと、遺族の調査その他に予想外に手間どります。いままでのところ、一万五千人ぐらいの叙勲しか終わっていないというところで、本年度二十万、それから来年以降は四十万ずつという予定で一応五カ年というところでありまして、よほど馬力をかけないと、五カ年では終わらそうもないような状況でございます。そういう新しい仕事は、最低五カ年分あるいはそれ以上に現在ある。それから、そのほかから従来やろうとしてやれなかったいろいろな仕事はまだ残っております。きょうも御質問を受けました戦没者の方、一体どういふ状況で具体的にない

なったのか、遺族の方には全然わかっていないというようないことがありますので、これはやはりもう一度その辺の詳細をできれば遺族の方にお知らせするようない仕事もまた今後の仕事として残っております。そういうことで、いままで二十年と申しますか、倉卒の間に非常に急いでやりました仕事でいろいろなことがあつたわけでありまして、それをさらに反省して補うと申しますか、つくろつて申しますか、そういう遺族の方がまだ非常に待望しておられる仕事いろいろありますので、やはりそういう仕事をこれからやっていきたい、というふうなことを考えております。したがって、従来援護局の定員はわりあい減つてきておりますけれども、少なくともこの当分は横ばい——増員は実際上むずかしいかもしれませんが、横ばいということ、しかもかなり忙しい仕事になるという見通しでございます。

○受田委員 いまの死没者、戦没者叙勲の問題、これは五カ年計画で完全に処理をしようというお考えでございまして、これは、私、賞勲部からもそのことをお聞きしておりますし、また非常な特殊な方があつて、その叙勲の証書にきれいな気持ちでお名前を書くことを専門で申し出られた奇蹟な方も何つております。これは前の美山さんでしたか、なかなかそういう崇高な精神の方によつて死没者叙勲というものが今後早期に解決できるような、これは援護局のお仕事として非常に大事なことであるから、ひとついま指摘されたことを実行していただきたい。

もう一つ、特に今日、この戦争のあとの日本の引き揚げ援護の記録というものは、すでに厚生省で二、三回お出しになっておるようございまして、が、歴史に残る記録を、援護局があつた時期にこういうことをやつたのだというふうな記録をひとつのあたりにて収録していただいて、日本の歴史の上に、戦後の戦没者の処遇、引き揚げ者の援護、引き揚げ促進の歴史、こういうふうなものをまとめて、ひとつ後世に残す記録をぜひとめておいていただきたい。これは大臣としても、ある程度の予算をお取りになつても、特殊の事情にあつた日本の戦後の二十年史というものをひとつ厚生省で御立案願うことをお願いしたい。

○鈴木政府委員 今回の改正によりまして遺族年金を新たに受けられる戦没者の妻の方には、実は特別給付金は支給できないことになっております。といひますのは、昨年の四月一日現在扶助料等を出らうとされている方に特別給付金が出るようになっておりますが、今回新たに遺族年金を受けられる方には、遺族年金が特別給付金に出ないというところになっております。

給付金の支給基準の改正を当然されなければならぬというのを私は御要望申し上げておきます。同時に、重症度の戦傷病者の奥さんに対して、これは長い生涯を通じて重い戦傷の夫を介護されるものでございまして、この重症の戦傷病者の奥さんに対しての特別給付金制度というものは、当然御考慮していただきたいと思つております。この点もひとつ御答弁をお願いして、長時間にわたる私の質問にビリオドを打たしていただきたい。

○鈴木政府委員 お話の点、将来、改正の際に十分検討したいと思つております。

○受田委員 それではどうも失礼いたしました。

○田口委員長 河野正君。

○河野正委員 いろいろと、連日にわたりまして戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正に關します質疑応答が行なわれてまいりました。それで、その間、それぞれ各委員から御指摘ございましたように、なるほど今日までの改正によりまして、たとえは公務範囲の拡大、あるいはまた対象の拡大、不均衡の是正という、やや前向きにこの法案の改正が行なわれてまいりましたことにつきましては、私も全くと同慶の至りに感じております。しかしながら、各委員からそれぞれ具体的に御指摘がございましたように、なお十分な点があるいはまた不均衡に失した点、多々問題点があつたであろうというふうに考えております。そこで、私は、先般の委員会におきまして、要は、それらの援護に對します厚生省の姿勢という問題が非常に重大な要素を持つというところを強く指摘をいた

してまいりました。本日は最終段階でございますし、あらゆる問題点の集約が行なわれましたからいろいろ申し上げませんけれども、要は、この援護法そのものに對します運営あるいはまた考え方の中で、厚生省としても血の通つた心がまえ、あるいはまた運営というものが行なわれなければならぬ。この点は、特に強く私は要望をいたしてまいりたいと思つております。

とにかく私は、そういう意味から、時間の制約はございますけれども、特に一、二の点について若干申し上げておきますが、たとえばこの援護のあり方につきましては、先般の委員会におきまして私がいろいろと御指摘を申し上げましたように、厚生省の行政の態度において非常に問題がございます。特に私は、外地引き揚げの問題、あるいはまた遺骨収集の問題、死亡宣告の問題等々、具体的な例をあげて指摘をしてまいりましたけれども、それらに對します厚生省の今日までのあり方というものが、血が通つておつたかというところにつきましては、まことに残念でございますけれども、われわれは厚生省に多くの反省を求めなければならぬというふうに考えております。さらにまた、本日非常に大きな問題となりました、いわゆる非公務の点につきましても、たとえば具体的に申し上げますならば、大東亞戦争の際におきまします非公務の場合と、日華事変の際におきまします非公務の場合とに不均衡があらましますことは、御案内のとおりでございます。私も、やはり戦争犠牲者のすべての犠牲を救済していく、また遺族あるいはそれと戦争犠牲性をこゝろむりました方々に対して国があた

かい手を伸ばしていき、そういう意味においても、いま私が具体的に指摘をいたしましたような大東亜戦争と日華事変との間に不均衡なところがある、このことにつきましても、私どもはとうてい容認していくわけにはまいりません。

そこで、今日まで私どもが指摘をしてまいりましたように、根本的にはやはり血の通った行政を行なう。具体的にはいろいろございませう。ですけども、私は、きょうは時間がございませうからあえて申し上げません。そこで一つ申し上げておきたい点は、いま申し上げますように血の通った行政の中に、大東亜戦争あるいはまた日華事変等に從事された軍人軍属、または遺家族の方々その他において差別待遇が行なわれ、不公平な処置が行なわれる、こういうことは適切な処置ではなからうというふうに考えます。この点に對します大臣の率直な意見をひとつお聞かせをいただきたい。

○小林国務大臣 ただいまの御意見は私も同感でございます。均衡のとれた、また血の通った行政のしかたをすべきだ、お話しのとおりであります。なお、特にお話しのありました支那事変中の非公務に関する遺族年金及び障害年金につきましては、公務の場合の十分の六となっておりまして、この間の均衡の問題につきましても、今後すみやかに検討をいたし、少なくとも実態上不公平にならないよう、政府としては最善の努力をいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 大体前向きな形で御答弁を願ったわけでございますが、私

どもといたしましては、それはぜひもういふ不公平というものはすみやかに停止されるべきだ。そこで、こいねがわくば今国会の中でということ、私どもは当初考えてまいりました。いろいろ事情もあるようございませうけれども、そうであるといひますならば、それはやはりすみやかにというところは、少なくとも来年度においてという均衡の是正というものが考えられなければならぬというふうに考えるわけでございますけれども、具体的に私どもがどのように理解してよろしいものでございませうか。あらためてひとつお答えをいただきたい。

○小林国務大臣 その向きで最大の努力をいたします。

○河野(正)委員 そこで、もう一点だけ、時間の制約がございませうけれども御指摘を申し上げて、大臣の率直な意見を聞かしていただきたいと思ひますが、私ども、委員会におきましても、かねがね一切の社会保障的な政策を取り上げてまいりました。その中で、それぞこの委員会におきましても意向というものが尊重されて、だんだん前向きな解決をはかりつつあるわけでございますが、それらの点に関連してございませうけれども、やはり戦争犠牲者、特に戦争によって傷つきました犠牲者、こういう方々と一般の身体障害者との様相と申しますか、性格というものには若干の相違があるかと思ひます。そこで、それらの諸君に對しましては、やはりそれらの実情なり性格に合うような行政措置というものが行なわれなければならぬであらう、こういうふうな私どもも痛感を感じたわけでございませう。

具体的に申し上げるならば、この戦傷病者の授産の問題にいたしまして、あるいはまた補装具等の問題におきましても、また職業指導等の問題におきましても、やや一般の身体障害者とはおのずから異なつた面があるかと考えます。そういう意味で、身体障害者におきまします福祉司という制度もございませうけれども、やはりその面におきましては、この戦傷病者援護にふさわしい相談員的な制度というものが取り入れられるべきではなからうか、こういうことを考えておるわけでございます。それらの点につきましても、ひとつ率直な意見をお聞かせをいただきたい。

○小林国務大臣 ただいまお話しのこととは、関係者の間からもかねてから要望されておりますから、それに昨年戦傷病者の特別援護法もできましたが、これは単に法律の整理でありまして、内容等きわめてまだ不十分なものがある、こういうことでありますので、お話しのような方向にひとつ考えるべきである、かように思つております。

○河野(正)委員 これまた前向きのお答えをいただきましたけれども、やはり私も母子福祉法の審議の際にも、いろいろと相談員の問題等におきまして、政府に對します善処をお願いしてまいりました。そこで、こういう問題を徹底的に遂行するためには、やはり常勤専従と申しますか、そういう相談員という形でぜひ実現をはかつていただきたい。そういたしませんと、母子福祉法の問題の際にもいろいろ問題になりましていただいけれども、やはりいさすまじ非常勤のままなすしでこの問題が

解決される、そういう可能性がございませうので、それらの点につきましても率直な意見をお聞かせいただきたい。

○小林国務大臣 ただいまの問題につきましては、先ほど局長からも、来年度予算においては相談員を置きたい、こういうことを申しております。その際、他のいままの母子相談員等の問題も、常勤のことと考へたい、かように考えます。

○河野(正)委員 時間の制約もございませうので、以上大体問題点を取り上げてまいりましたけれども、いすれにいたしましても、要は厚生省が、厚生行政の中で血の通った形で運営していただくということがきわめて重要な要件だといふふうに考へております。そういう問題から申し上げますと、今日この委員会の中でもいろいろ問題点として取り上げてまいりましたように、いろいろ問題点がございませう。それらの問題点につきましても、一通り大臣も十分尊重し、また十分反省をし、そして遺家族援護の実というものが完全に果たされてまいりますように、そうして戦争犠牲者に、あるいは遺家族の方々に對して十分な処置が行なわれますように、この点は強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○田口委員長 他に御質疑はありませんか。

なければ、これにて戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對する質疑は結局いたしました。

りませうので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田口委員長 この際、小宮山重四郎君、河野正君及び本島百合子君より、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案にかかる戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對し附帯決議を付するの動議を提出いたします。

案文を朗讀いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、日華事変中の非公務に関する遺族年金及び障害年金の額について、大東亜戦争中の同種のものとの均衡を図る措置を速やかにとるべきである。

なお、戦傷病者援護については相談員の設置等援護内容の充実に努めるべきである。

以上であります。

その趣旨は、案文で明らかでありますので、省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田口委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立総員。よって、本案については小宮山重四郎君、河野正君及び本島百合子君提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、小林厚生大臣より発言を求められております。これを許します。小林厚生大臣。

○小林国務大臣 ただいまの御決議の趣旨に沿うよう努力いたします。

○田口委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田口委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後八時五十一分散会

